

Title	『穆天子伝』訳注稿〔一〕
Sub Title	Mu Tianzi Zhuan (穆天子伝) I
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota) 岡本, 真則(Okamoto, Masanori) 島田, 翔太(Shimada, Shota) 富田, 美智江(Tomita, Michie)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.4 (2011. 12) ,p.101(377)- 161(437)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料訳注
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20111200-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『穆天子伝』訳注稿〔二〕

〔監訳〕 桐本東太

〔訳注〕 岡本貞則、島田翔太、富田美智江ほか

序文

『穆天子伝』は不思議な書物である。まことに不思議な書物である。そしてまた難解な書物である。まことに難解な書物である。この本が、不思議な物語との印象をいだかせるのは、そこに中国古代文化の一面が直接的かつ強烈に反映されているからである。本書はしばしば「荒唐無稽」という一言によって一刀両断されるが、それは軽率な速断にすぎるのはあるまいか。「不思議」と「荒唐無稽」は、今述べたように、全く性質の違うものだからである。そうすると、本書に「難解」というレッテルがはりつけられるのも、書物の中に誤字や脱簡、そして錯簡が少なからず存在することのみに、その原因

が求められるだけでなく、私たちが中国の古代文化に、いまだ十分に手の届く場所にいないからであろう。中国の古代文明に対する蘊蓄・蓄積が圧倒的に足りないのである。『穆天子伝』は他の中国古代の文化と同様に、激しい振幅を繰り返す、振り子のようなものである。その文章は、ある時は右側に大きく揺れ、またある時は突然左にかじを切る。このようなエネルギーで激しいブレは、中国古代の人々にはすでに熟知され、実践されていた文化的な営みであった。だから儒家は、「中庸」を提唱せざるを得なかったのである。

こうした本を読みとくには、さまざまな学問的バックグラウンドを持つ人々が共同して読解にあたることが、必要不可欠な条件となる。その点において、私たちはま

ことに幸運な状況を享受していると思う。そもそも慶應義塾大学の「古代中国研究会」は、先達の伊藤清司先生の代から始まり、実に三十数年余の長きにわたって、様々な中国古代のテキストの輪読を続けてきた。そして今回輪読の対象に取り上げられたのが『穆天子伝』だったのである。参加者の専門が多岐にわたっていることは、左の研究會参加者一覧をご覧いただければ、読者にも納得していただけるであろう。

井上順子（中国少数民族の神話）、岡本真則（殷・周史）、川村潮（『周易』史研究）、桐本東太（中国古代文化史、民俗学）、齋藤道子（春秋時代史）、島田翔太（中国古代文化史・書誌学）、進藤倫太郎（殷・周史）、富田美智江（中国古代文化史、民俗学）、原宗子（中国環境史）、水野卓（春秋時代史）、森雅子（比較神話学）、森和（『山海経』・出土簡帛研究）、矢島明希子（中国古代文化史、民俗学）、吉田章人（春秋時代史）。（なおこの中で、表題に名を連ねている三名は、今回の発表部分について、中心となって作業をしてくれた研究者である）。ざっと以上のような人々が研究会に参加している。ひとり思想史の専門家がいらないのは痛根の極みであるが、それでも中国古代史の専門分野をほぼ縦断した布陣であ

ることは認めていただけると思う。私たちは、このメンバーで、様々な立場から自由に意見を交換しながら、今回の訳注を作成した。

今更あらためて贅言をついやすまでもなく、それが論文であれ、また翻訳であろうと、先学の蓄積を消化するのは当然の営為である。『穆天子伝』の日本語訳は数種存在するが、最新の成果である山崎藍氏の翻訳（竹田晃・黒田真美子編『中国古典小説選1』明治書院、二〇〇七年）が、一般向きに書かれただけあって、最も簡潔かつ明晰と言える。ただ私は拙文の冒頭で、中国の古代文化を激しく揺れる振り子にたとえたが、古代史のテキストに附された注も、右から左に、あるいは左から右に大きくぶれている。山崎氏の訳業は、それが一般読者を対象としたものであることを意識した結果であろうか、おおむね「中庸」の範囲におさまる注釈を参照しながら、本文の読解を行なっている。しかしこれでは、清濁あわせのむ中国古代のテキストを読むには、いささかの瑕瑾ありとしなければならない。私たちが新たに注釈をほどこす価値と余地があると考えた、そもその由来もこの点に端を発している。

しかし、翻訳に着手した動機はそれだけにとどまらな

い。『穆天子伝』の冒頭に登場する、穆王の近臣「井利」の名前が、最近出版された『清華大学藏戰国竹簡』の中にも登場することが、つい最近判明した。こうして『穆天子伝』は出土資料との相互照射が可能な古文獻として、新たなスポットライトをあびる地点に返り咲くことになった（そうした意味では、かつて「荒唐無稽」な書物の代表格とされた『山海経』が、たとえば操蛇神など、『山海経』の本文と対応する文物が頻繁に出土することによって再評価されたのと軌を一にする側面を、『穆天子伝』は持っている。そればかりではなく『山海経』と『穆天子伝』の記載に一致する部分のあることは、すでに指摘されてから久しい年月を閲している。しかし『山海経』が、シャーマンの集団によって生み出されたことは、今日この書物に対する絶対的な定説になっているにもかかわらず、『穆天子伝』成立の背景に、これと同様の人々の介在を認めるのは、現時点ではいささか強引にすぎざる。『穆天子伝』をめぐる問題は、かくも複雑に絡み合っており、安易な憶説の出現を許さないのである）。

話をものにもどすと、こうした背景によって、私たちは、『穆天子伝』訳注の刊行を決意するにいたった。

なお通釈と標榜する以上、当該する書物に関する、あらましの説明を附するのが通例であるが、これに関しては、大野圭介『『穆天子伝』研究序説』（『桃の会論集』三集へ小南一郎先生退休紀念論集、二〇〇五年）が、この漢籍の発見のいきさつに始まり、研究の進捗状況、『穆天子伝』をめぐる問題点の所在等を、的確な目配りをおこたらず、コンパクトにまとめている。しかし『桃の会論集』はやや入手にくい学術雑誌であるため、今回は大野論文も射程のうちに入れながら、森和氏に新たな視座からの解題の執筆をお願いした。

さて余計なおしゃべりはこの位にして、早速解題・訳注の開幕とする。読者諸氏の御叱正を請う次第である。

（桐本東太）

解題

『穆天子伝』は、西晋の咸寧五年（二七九）～太康二年（二八二）に汲郡汲冢（現河南省新郷地区衛輝市の西）の不准という人物が戦国魏の襄王（前三一八～前二九六在位）もしくは安釐王（前二七六～前二四三在位）の冢とされる古墓を盗掘して得られた車數十台分、十余万言という大量の竹簡群、いわゆる「汲冢書」（汲冢竹

書」七十五篇のうちの一篇である。⁽¹⁾この『穆天子伝』を含む汲冢書は、長さ二尺四寸(約55・4 cm)の竹簡に一枚四十字を科斗文字(あるいは小篆ともいう)で墨書し、素絲で編綴されていたが、盗掘時に照明代わりに焼かれたり、郡府が収容する際に不用意に扱ったりしたため、破損残欠が多かったという。これらの竹書は詔命を受けた中書監の荀勗(？～二八九)・中書令の和嶠(？～二九二)らによって整理され、今文(当時の通行書体)で二尺(約四六・二)の黄紙に書写された後、原簡と正本が宮中秘蔵の経籍として所蔵され、副本が秘書省・中書・蘭台の三閣に保管された。この荀勗らによる整理の段階で、『晋書』束皙伝に「周穆王の四海を游行し、帝臺・西王母に見ゆるを言う」と説明される『穆天子伝』五篇と、『雜書十九篇』のうちの一篇『周穆王美人盛姬死事』とが合篇され、現行テキストの六卷構成に編成されたとされる。

『穆天子伝』に現存する最古の注を施したのは、「博學にして高才有」り、かつ「古文奇字を好」んだとされる郭璞(二七六～三三四)である。郭璞はその注の中でしばしば同じ汲冢書的一篇である『竹書紀年』を引用する一方、『山海経』の注では『穆天子伝』を引用し、

また「注『山海経』叙」においても『穆天子伝』などの史料的价值を高く評価している。このような『穆天子伝』の本文を理解する上での郭璞注の重要性を考慮し、本訳注では注の原文・訓読も併記した。

晋代以降の『穆天子伝』の扱いや研究史については、序文でも触れたように、大野圭介氏の「研究序説」⁽³⁾や山崎藍氏の「解説」⁽⁴⁾があるが、解題である以上、ここで全く触れない訳にもいかないので、両氏の議論を踏まえながら、簡単にまとめておきたい。『穆天子伝』は、日干支ごとに穆王の行動を記録する体裁を採っていることなどから、『隋書』経籍志など明以前の歴代図書目録では主に史部・起居注類に分類されている。⁽⁵⁾丁謙・小川琢治・顧実・于省吾・顧頡剛・岑仲勉など近現代の先学諸氏による『穆天子伝』の歴史学ないしは歴史地理学的研究は基本的にこのような流れの延長線上に位置づけられよう。⁽⁶⁾また個々の西周金文との関連性を指摘する楊樹達・唐蘭・白川静諸氏などの金文研究も、『穆天子伝』研究がメインではないものの、『穆天子伝』を歴史学的史料として活用しようとする点では、如上の支流と見做せるかも知れない。これに対して、明代後期の胡応麟(二五五一～一六〇二)は『少室山房筆叢』戊部・三墳

補下で「然らば頗る小説の濫觴爲らん」と述べて『穆天子伝』を中国の小説の起源と見做し、清代の図書目録である『天一閣書目』や『四庫全書総目』では子部・小説家類に分類される。この流れの延長線上には、土居光知・御手洗勝・森雅子などの先学諸氏による比較文学もしくは神話学的研究を位置づけることができ、また大野氏の「序説」や竹田晃氏の「解説」も文学・神話学的アプローチに重点を置いているようである⁽⁸⁾。

以上のような『穆天子伝』研究をめぐる二つの大きな潮流を念頭に置きながら、本訳注稿では、もう一つ、新たなアプローチの仕方を可能性として提示しておきたい。それは、近年の古代中国研究において重要度を増している出土簡帛資料とその研究分野の知識・成果を活用して『穆天子伝』を理解してゆこうとする姿勢である。解題の冒頭で『穆天子伝』が墓葬から盗掘された竹簡であること、その形制や文字について殊更に言及したのも、そうした意図に因る。現存する簡帛資料の発見自体は二十世紀初頭から西北辺境地区においてすでに見られるが、『穆天子伝』と同じように戦国期の古書と限定するならば、現在までに、①信陽楚簡⁽⁹⁾、②慈利楚簡⁽¹⁰⁾、③郭店楚簡⁽¹¹⁾、④上海博物館藏戰国楚竹書⁽¹²⁾、⑤清華大學藏戰国竹書の五

種類の竹簡資料が発見されている。このうち④・⑤は一旦市場に流失した竹簡が収蔵されたものなので墓葬から出土したものであるかどうかは不明であるが、その中には楚王や孔子にまつわる複数の故事、逸詩や賦などの文学、『大戴礼記』武王踐阼、『尚書』や『逸周書』に見られる篇、さらには周初から戦国前期までの史事を記載した『竹書紀年』に類似する編年体の史書が含まれている。このような「楚系文字」と呼ばれる秦以前の古文字で書かれた多種多様な古書が主として墓葬から出土している現状を考えると、『穆天子伝』がもともと墓葬出土の古書であることを改めて意識せざるを得ない。『穆天子伝』には従来の字書には見られない音義不明の文字が幾つか確認されるが、もしかすると上述の戦国竹書に書かれた隸定困難な楚系文字が何らかの解読の鍵になるかも知れない（勿論、魏と楚の地域差も考慮しなければならぬ）。最後に、『穆天子伝』に対する簡帛学的アプローチの第一歩として出土状況について補足しておきたい。『晋書』律曆志や同束皙伝の記載によれば、汲冢書が出土した墓葬からは玉律や鐘・磬などの楽器や銅劍が同時に出土しており、こうした副葬器物は『穆天子伝』を含む汲冢書と同じく、墓主の身分や職掌と深く関係すると

思われる。⁽¹⁵⁾『穆天子伝』の内容理解に止まらず、このような出土簡帛としての背景にどこまで迫ることができるのか、本訳注の大きな目標である。

註

(1) 『穆天子伝』を含む汲冢書の出土年および墓主に ついては史料により以下のように異なるがある。

(2) 杜預『春秋左氏経伝集解』後序の孔穎達『正義』に引く王隱『晋書』には「周王遊行」五卷」とある。

出土年	墓主	史料
咸寧五年	魏襄王冢	『晋書』武帝紀 『史記』周本紀「正義」
太康元年	魏襄王冢	『晋書』衛恒伝引「四体書勢」
太康元年	魏安釐王冢	『芸文類聚』礼部下冢墓引王隱「晋書」
		『春秋左氏経伝集解』後序「正義」引王隱「晋書」束皙伝
太康元年	旧冢	『春秋左氏経伝集解』後序
太康二年	魏襄王墓 或言安釐王冢	『晋書』束皙伝
太康二年	古冢	『穆天子伝』序

(3) 大野圭介「『穆天子伝』研究序説」(『桃の会論集』三集へ小南一郎先生退休紀念論集へ、二〇〇五年)。

(4) 山崎藍「穆天子伝・解説」(竹田晃・黒田真美子編『中国古典小説選1』明治書院、二〇〇七年)。

(5) 『隋書』経籍志・史部・起居注類・小序に「晉時、又た汲冢書を得、『穆天子伝』有り、體制は今の起居と正しく同じく、蓋し周時の内史の記す所の王命の副なり」とある。また起居注類を立てない北宋・王堯臣等『崇文総目』や南宋・晁公武撰『郡齋讀書志』は伝記類に、『宋史』芸文志は別史類にそれぞれ分類する。

(6) 丁謙『穆天子伝地理考証』(『浙江図書館叢書』第二集(一九一五年刊)所収。また『地学雑誌』第六年(一九一五年)第七・八期合冊く第十一期に分載、小川琢治「周穆王の西征」(同『支那歴史地理研究』続集、弘文堂書房、一九二九年)、顧実『穆天子伝西征講疏』(商務印書館、一九三四年)、于省吾『穆天子伝新証』(『考古学社社刊』第六期、一九三七年)、顧頡剛「穆天子伝及其著作時代」(『文史哲』第一卷第二期、一九五一年)、岑仲勉「穆天子伝西征地理概

測」(『中山大学学報』一九五七年第二期)など。

- (7) 土居光知「極東における太陽神後裔の旅」(同『古代伝説と文学』岩波書店、一九六〇年)、御手洗勝「穆天子伝」成立の背景」(同『古代中国の神々—古代伝説の研究—』創文社、一九八四年)、森雅子「穆王讃歌」(『史学』第六十五卷第一・二号、一九九五年)など。

- (8) 大野注(3)前掲論文。竹田晃氏は注(4)前掲書所収の「漢・魏時代の文言小説(解説)」で文言小説の極めて「原初的な形式と内容として(1)英雄や有名人への関心、(2)最果ての地方や異域(外国)への関心、(3)神仙の存在についての関心、不老長寿への憧れ、(4)歴史上の事件や伝承、また巷間の雑事についての見聞、の四点を挙げ、これらの特徴をもつという点に着目して『穆天子』を含む十一種の書・作品を本「小説選」の第1巻へ漢・魏へにあえて収録した」と説明されている。

- (9) 信陽楚簡は、一九五七年三、五月に河南省信陽市長台関郷の信陽一号楚墓から出土した一四八片の竹簡群。そのうちの一組一一九片(全て断簡、四七〇余字が残存)が古佚書(『墨子』佚文を含むとされ

る)。河南省文物研究所『信陽楚墓』(文物出版社、一九八六年)などを参照。

- (10) 慈利楚簡は、一九八七年五、六月に湖南省張家界市慈利県城関の石板村三十六号战国墓から出土した残簡四五七七片。内容は『国語』呉語や『逸周書』大武解などの伝世文献と比較対照が可能な一類と、『管子』『寧越子』などの佚文あるいは古佚書という湖南省文物考古研究所等「湖南慈利石板村36号战国墓發掘簡報」(『文物』一九九〇年第十期)、張春龍「慈利楚簡概述」(艾蘭・邢文編『新出簡帛研究』文物出版社、二〇〇四年)などを参照。

- (11) 郭店楚簡は、一九九三年十月に湖北省荊門市の郭店一号楚墓から出土した八〇〇余枚(有字簡七三〇枚)の竹簡群。内容は三種類の『老子』・「太一生水」の道家系統の著作と「緇衣」・「唐虞之道」などの儒家系統の著作、短文からなる教育用の格言集「語叢」など。墓葬の年代は戦国中期偏晚、前三〇〇年頃に比定され、その規模から墓主は上士の身分とされる。荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』(文物出版社、一九九八年)などを参照。

- (12) 上海博物館藏戦国楚竹書は、一九九四年五月に上

海博物館が香港の骨董市場で購入した一二〇〇余枚の竹簡群と、同年秋冬の際にまた香港の骨董市場で発見され、個人五人が購入して上海博物館に寄付した四九七枚の竹簡群。内容の多くは古佚書であるが、『周易』なども含まれる。その年代は放射性炭素C14の測定により前三七二〜前二四二の間とされる。馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(八)』(上海古籍出版社、二〇〇一年〜二〇一一年、続刊)などを参照。

- (13) 清華大学藏戰國楚竹書は、清華大学校友が香港の骨董市場で購入して二〇〇八年七月に清華大学に寄贈した約二五〇〇枚の竹簡群。内容は戦国時代の書籍六十篇以上という。その年代はC14の測定および樹輪校正により前三三五〜前二七五の間とされる。清華大学出土文献研究与保護中心編 李学勤主編『清華大学藏戰國竹簡(壹)』(中西書局、二〇一〇年、続刊)などを参照

- (14) ただし、私は現在までに戦国時代の墓葬以外の遺跡や遺構から簡帛資料が出土したという例は寡聞にして知らない。

- (15) 汲冢の墓主について、藤田勝久氏は、①汲冢が魏

の国都から遠方で、趙との紛争地にあたる国境地帯に位置すること、②王墓の根拠とされる『紀年』の「今王」の記載は、睡虎地秦簡『編年記』に見える「今年年」や双古堆漢簡『年表』の「今王」の記載と同じく、墓主が王であることを直接示すものではなく、最後に記載された時期が「今王」の時代であることを示すにすぎないこと、③戦国時代の封君に封地は国都から遠い方がよいとする考えがあり、実際に国境付近に封地をもつ封君が多いこと、④汲冢書の内容が、漢代の諸王もしくは諸侯クラスの墓葬に副葬された書籍の種類によく似ること、の四点から魏の封君クラスの墓ではないかと推測されている(藤田勝久『史記戦国史料の研究』東京大学出版会、一九九七年)。

(森 和)

訳注

凡 例

一、本訳注は晉・郭璞注『穆天子伝』を対象とし、底本には、台湾中華書局刊『四部備要』(一九八七年二月十五日版)所収の清・洪頤煊校本(一八〇〇年

校)を用いた。同書は、上海中華書局刊『四部備要』(倣宋鉛活字印本、一九二〇—一九三六年)所収の洪頤煊校本の影印である。洪頤煊校本は、清・孫星衍『平津館叢書』(一八〇六年)に収録されている。

二、本訳注は、内容を考慮して全体を適宜分割し、各段落冒頭にそれぞれ「一」、「二」、「三」……の順で通し番号を付した。

三、各段落は、原文、訓読、現代語訳、注釈からなる。

また、原文・訓読、及び注釈における史料の引用では、原則として正字体を用い、それ以外は常用漢字体を用いた。

四、本訳注では、原文を干支ごとに区切り、各文冒頭に、それぞれ、1、2、3……の順で通し番号を付した。なお、現代語訳では、それぞれの干支の下に、その干支が60あるうちの何番目のものであるかを丸数字で示した。

五、原文・訓読では、郭璞注を「」内に示した。

六、原文の「□」は欠字を示すが、清・翟云升校『覆校穆天子伝』(『五経蔵偏斎校書三種』(一八三二年序)所収)が指摘するように、その字数は一字とは

限らず、複数字以上を欠くと思われる部分も少なくない。従って、本訳注では、訓読・現代語訳において、原文の一部の「□」を「……」と表記した。

七、訓読で各種括弧を用いて示した文字は、それぞれ次のような意味を示す。

①『』……衍字。現代語訳では、これを削除した。

②へゝ……直前の文字がへゝ内の文字の誤りであることを示す。現代語訳ではこの誤りを訂正して解釈した。

③【】……原文には記されていないが、文脈内容からして補うべき文字。現代語訳ではこれを補って解釈した。

八、訓読では、郭璞注で引用された文献について、その篇名等を補った場合は、()で示した。

九、現代語訳は、本文のみを対象とし、そのさい本文にない意味を補った場合は、()で示した。

十、注釈で原文を引用するさいには、引用箇所を(12a5)、(53b13)などと記す場合があるが、これはそれぞれ、底本の巻一第二葉前半第五行目、巻五第三葉後半第十三行目であることを示す。

十一、原文に見える地名・国族名等については、大阪府

立大学殷周史研究会「穆天子伝地名国族名諸説索引」(『大阪府立大学人文学論集』第二十四集、二〇〇六年。以下、殷周史研究会二〇〇六)において、先行研究が詳細に整理されており、本訳注では、基本的にこれに依拠して、諸説を併記するに止めた。詳細については、殷周史研究会二〇〇六を参照されたい。また、本訳注で現在の中国の地名を表記するさいには、二〇一〇年現在の行政区画に基づくこととした。そのため、一部の地名について、殷周史研究会二〇〇六において「現〳省〳県」などと記されているものとは異なる場合もある。

十二、注釈で引用する金文史料については、原則として中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(全18冊、北京・中華書局、一九八四・一九九四年)の収録番号と断代とを、史料ごとに『器名』(集成十収録番号、断代)という形式で示した。

十三、『穆天子伝』の注釈書・研究書として、清・翟云升校『覆校穆天子伝』(『五経歳徧斎校書三種』(一八三二年序)所収)、清・陳逢衡『穆天子伝注補正』(『江都陳氏叢書』(一八四三年)所収)、清・檀萃『穆天子伝注疏』(『碧琳瑯館叢書』(一八八四年

序)所収)、翁斌孫鈔、盧文弨校『穆天子伝』(光緒年間録、一九〇三年校)、劉師培『穆天子伝補釈』(同『劉師培全集』第二冊 北京・中共中央党校出版社、一九九七年。初出は『国粹學報』第五年(一九〇九年)第一〳四号(総五十〳五十三期)に分載)、丁謙『穆天子伝地理考証』(『浙江圖書館叢書』第二集(一九一五年)所収。また『地学雜誌』第六年(一九一五年)第七・八期合冊〳第十一期に分載)、小川琢治『周穆王の西征』(同『支那歴史地理研究』続集、弘文堂書房、一九二九年。初出は『穆天子伝考』鈴木虎雄編『支那学論叢 狩野教授還暦記念』弘文堂書房、一九二八年)、于省吾『穆天子伝新証』(『考古学社社刊』一九三七年第六期)、顧実『穆天子伝西征講疏』(『北京』中国書店、一九九〇年)、鄭傑文『穆天子伝通解』(濟南・山東文芸出版社、一九九二年)、王貽樸・陳建敏『穆天子伝匯校集釈』(上海・華東師範大学出版社、一九九四年)、王天海『穆天子伝全訳・燕丹子全訳』(貴陽・貴州人民出版社、一九九七年)などを主に参照した。

十四、注釈中の参考文献については、全体の末尾に一括

して付した。

『穆天子伝』巻一

〔一〕

原文

古文⁽¹⁾

1 飲天子觴〔音涓〕山之上⁽²⁾。

2 戊寅、天子北征乃絶漳水〔絶、猶截也。漳水今在鄴縣〕。

3 庚辰、至于□觴天子于盤石之上⁽⁴⁾〔觴者、所以進酒、因云觴耳〕。天子乃奏廣樂⁽⁵⁾〔『史記』云、趙簡子疾、不知

人七日而寤。曰、我之帝所甚樂、與百神遊于鈞天、廣樂九奏、萬舞。不類三代之樂、其聲動心。廣樂義見此〕。載

立不舍〔言在車上立、不下也〕、至于鉞山之下⁽⁶⁾〔燕・趙謂山脊爲鉞。即井鉞山也。今在常山石邑縣。鉞、音邢〕。

4 癸未、雨雪。天子獵于鉞山之西阿〔阿、山陂也〕。于是得絶鉞山之隊〔隊、謂谷中險阻道也。音遂〕、北循虻

沱之陽〔虻沱河、今在鴈門鹵城縣。陽、水北。沱、音囊駝之駝〕。

訓読

古文

1 ……天子を觴山〔音は涓〕の上に飲す。

2 戊寅、天子北のかた征き、乃ち漳水を絶る〔絶は猶お截のごときなり。漳水は今の鄴縣に在り〕。

3 庚辰、至于……天子を盤石の上に觴す〔觴は酒を進むる所以、因りて觴と云うのみ〕。天子乃ち廣樂を奏す

〔『史記』〔扁鵲倉公列傳〕に云う、「趙簡子疾み、人を知らざるること七日にして寤む。曰く、我、帝の所に之き甚だ樂しむ。百神と鈞天に遊び、廣樂九たび奏し、萬舞す。

三代の樂に類せず、其の聲、心を動かす」と。廣樂の義、此に見ゆ〕。載りて立ち舍らず〔車上に在りて立ち、下

りざるを言うなり〕、鉞山の下に至る〔燕・趙は山脊を謂いて鉞と爲す。即ち井鉞山なり。今の常山石邑縣に在

り。鉞、音は邢〕。

4 癸未、雪雨。天子鉞山の西阿に獵す〔阿は山の陂なり〕。是に于て鉞山の隊を絶るを得〔隊は谷中の險

阻なる道を謂うなり。音は遂〕、北のかた虻沱の陽に循う〔虻沱河は今

の鴈門鹵城縣に在り。陽は水の北。沱、音は囊駝の駝〕。

現代語訳

古文

- 1 ……天子を罽^け山の上で飲^いした。
- 2 戊寅^⑮、天子は北に向かつて行き、漳水を渡った。
- 3 庚辰^⑰、至于……天子を盤石の上で觸^ふした。天子は広楽を奏した。車上に立ったまま降りることなく、鉞^{けん}山のふもとに着いた。
- 4 癸未^⑳、雪が降った。天子は鉞山の西側の中腹で狩りをした。そこから鉞山の険しい道を越えることができ、北に向かい虓^こ沱^たの北岸に沿って進んだ。

注 釈

- (1) 「古文」について、『穆天子伝』では各卷冒頭にそれぞれこの二文字が記されているが、顧実はこちらを荀勗らが竹簡に古文字で書かれていた『汲冢書』を隷書で書き写したさいに加えたものと見る。
- (2) 「飲天子」について、『穆天子伝』では動詞として用いられる「飲」は21例ある(後掲表一参照)。このうち、本句のように「天子」を目的語とするものは5例あり、本句以外の4例では、天子に「左驂」の「清血」(表一②)、「白鵠之血」(表一③④)、「酒」(表一⑤)を「飲」したことが記されている。これをふまえれば、本句で天子が「飲」したのは、動物の血な

は酒ではないかと推測されるが、檀萃が指摘するように、本句は天子を「飲」した主体者が記されておらず、上に欠文のある可能性が高く、不詳。

「飲」について、『説文』八篇下欠部に「飲、獸也」、段注に『易』蒙卦虞注曰、水流入口爲飲。引伸之、可飲之物謂之飲」とあるが、「飲」は殷墟甲骨文では「𩚑」に作り、陳初生はこれを「象人俯首吐舌于酒樽之上、表示飲酒」と解する(陳初生一九八七)。また徐中舒によれば、甲骨文の「飲」には、殷の先王や神祇に酒を飲ませ、これによって福祐を祈る「薦酒之祭」、及び「飲む」の意味がある(徐中舒一九八九)。これをふまえれば、『穆天子伝』における「飲」のうち、表一の⑥～⑮・⑱～⑳の用例は、いずれも酒を飲む、或いは酒宴を設けることと推測されるが(⑰については「七」参照、⑳は「羊之血」を飲む)、⑦～⑮については、或いは「薦酒之祭」と解されるかもしれない。

「天子」について、『穆天子伝』では、周王(穆王)はいずれも「天子」と称されるのに対し、「王」は「王官」(6.4a.9)・「王勤」(3.2a.10)・「王女」(6.2a.1)・「王臣」(巨) (5.2b.9・6.3b.3・6.5a.4)・「王屬」(1.1

b.5' 6.3a.13) '「王吏」(2.5a.9' 6.3a.12) などのように、周王の家臣集団を指すさうにその名に冠して用いられる。竹内康浩によれば、西周金文において「天子」「王」は、一般に同一銘文中にも用いられるが、「王」はある行為の主体者として現れるのが多いのに対して、「天子」は、冊命金文などにおいて、臣下が王に感謝の返礼をするいわゆる嘏辞部分で、臣下が王を呼ぶさうに用いられることが多いという(竹内康浩一九九九)。このように、『穆天子伝』と西周金文において「天子」「王」の用いられ方に相違が見られることは、『穆天子伝』の成立背景や年代を考えるうえで、重要な視点となる。

「蠲山」の所在については、現在の河南省安陽市、山西省晋城地区高平市、同省长治市沁源县などとする

諸説がある(殷周史研究会二〇〇六)。

【表一】「飲」の用例(21例)

一 飲天子《場所》(1例)

① 飲天子蠲山之上。(1.1a.4)

二 飲天子(4例)

② 辛丑、天子渴于沙衍、求飲未至。七萃之士曰高奔戎、刺其左

髀之頸、取其清血以飲天子。(3.3a.8)

③ 巨蒐之人鬻奴、乃獻白鵠之血、以飲天子。(4.3a.1)

④ 官人進白鵠之血、以飲天子、以洗天子之足。(4.4a.8)

⑤ 壬辰、鄒公飲天子酒、乃歌闕天之詩。(5.2a.12)

III 天子飲《人》于《場所》(1例)

⑥ 天子飲許男于洧上。(5.1a.13)

IV 天子飲于《場所》(7例)

⑦ 丙午、天子飲于河水之阿。(1.2a.6)

⑧ 丁未、天子飲于溫山□考鳥。(3.2a.3)

⑨ 己酉、天子飲于潯水之上。(3.2a.5)

⑩ 壬寅、天子飲于文山之下。(4.2a.6)

⑪ 夏庚午、天子飲于洧上。(5.1b.10)

⑫ 季冬甲戌、天子東遊飲于留析。(5.3b.11)

⑬ 己巳、天子□征……天子飲于灑水之上、官人膳鹿獻之、天子

美之是曰甘。(5.1a.11)

V 天子……乃飲于《場所》(3例)

⑭ 甲寅、天子作居范宮、以觀桑者、乃飲于桑中。天子命桑虞出

□桑者用禁暴民。(5.2a.9)

⑮ 仲秋丁巳、天子射鹿于林中、乃飲于孟氏、爰舞白鵠二八。

(5.2b.6)

⑯ 癸酉、天子南祭曰鹿于灑□乃西飲于草中、大奏廣樂、是曰樂

人。(6.1b.2)

VI 天子……以飲于《場所》（1例）

①7 丙寅、天子屬官效器、乃命正公郊父、受敕憲、用申八駿之乘、以飲于枝詩之中、積石之南河。（14a6）

VII 天子……飲而行（2例）

①8 戊午、罍□之人居慮、獻酒百□于天子、天子已飲而行。（21a8）

①9 乙酉、天子南征東還、己丑至于獻水、乃遂東征、飲而行。（33a13）

VIII 飲《人》酒（1例）

②0 □飲逢公酒賜之駿馬十六・絺紵三十篋。（54a15）

IX その他（1例）

②1 造父乃具羊之血、以飲四馬之乘一。（44a9）

（3）「絶」について、『史記』匈奴列伝「信教單于益北絶幕」の集解に「瓚曰、沙土曰幕、直度曰絶」、『漢書』成帝紀「不敢絶馳道」の師古注に「絶、横度も」などとあるのによれば、ここでは「渡る、横断する」の意に解される。濱川栄によれば、「絶」には城壁・山谷などを「渡る、横断する、通過する」（水流などを）「せきとめる」（水流の）断絶・涸絶」などの意味があるほか、水流と水流（または水流と湖沼）の交差、及び河川どうしが狭い範囲内で合流・分流を繰り返す状態などを表現するさいに「絶」字が用いられるという（濱川栄二〇〇九）。なお、本句の「絶」について、郭璞は「猶截也」と指摘するが、『文選』卷十二郭景純「江賦」に「截涸」とあり、劉良注に「截、直渡也」とあるのによれば、この「截」も「渡る、横断する、通過する」の意に解される。

「漳水」については、現在の山西・河北・河南三省の境界を流れる漳河の支流である清漳河や濁漳河とする説、陝西省西安市長安区を流れる滹河の近くの長水とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（4）「觴」について、『説文』四篇下角部に「觴、實曰觴、虚曰觶」、段注に「投壺、命酌曰、請行觴、觴者實酒於爵也。『韓詩』説爵・觚・觶・角・散五者總名曰爵、其實曰觴」とあり、さらに同十四篇下西部「酌盛酒行觴也」の段注に「盛酒於觶中以飲人、曰行觴」とあるのによれば、本句で動詞として用いられる「觴」とは、「行觴」、即ち酒を飲酒器に盛って人に飲ませることと解される。また、この意味で用いられる「觴」は、『穆天子伝』では本句を含めて合計12例あり、天子が「觴」されたもの8例、天子が「觴」したもの2例、葬儀の場で「觴」したもの2例である（後掲表

二参照)。このうち天子を「觴」したものでその名を
確認できるものは、「犬戎胡」(表二②⑧)、「曹奴之人
戲」(表二③)、「□之人潛害」(表二④)、「西膜之人」
(表二⑤)、「巨蒐之孺奴」(表二⑥)、「酈柏絮」(表二
⑦)で、「犬戎胡」(②)「酈柏絮」(⑦)以外の5例で
は、みな天子を「觴」とともに馬・牛・羊・糒
米・秋麥・膜稷などを献上している。また、天子は
「西王母」(⑨)と「重韞之人鰥」(⑩)を「觴」し
ており、後者においては、天子が「重韞之人鰥」を
「觴」とともに、これに「黃金之嬰」などを賜与
している。これらを見る限り、『穆天子伝』における
「觴」は、葬儀の場面以外では、献礼における一行為
であったと解されるのではないであろうか。

「盤石」については、現山西省陽泉市平定県の盤石
関(盤石故関)とする説、河北省邯鄲市臨漳県の鼓山、
陝西省咸陽市彬縣の大仏寺の石仏とする説などがある
(殷周史研究会二〇〇六)。

【表二】「觴」の用例 (12例)

一 觴天子于《場所》(8例)

- ①庚辰、至于□觴天子于盤石之上。天子乃奏廣樂。載立不食、
至于鉞三々。 (1.1a.5)

②犬戎□胡觴天子于當水之陽。 (1.1b.1)

③辛巳、入于曹奴。【曹奴】之人戲觴天子于泮水之上、乃獻食
馬九百・牛羊七千・糒米百車。 (2.3b.7)

④孟秋丁酉、天子北征□之人潛害觴天子于羽陵之上、乃獻良
馬・牛羊。 (2.4b.7)

⑤己巳、至于文山。西膜之所謂□觴天子于文山、西膜之人乃
獻食馬三百・牛羊二千、糒米千車。 (4.2a.3)

⑥甲戌、巨蒐之孺奴、觴天子于焚留之山、乃獻馬三百・牛羊五
千・秋麥千車・膜稷三十車。 (4.3a.4)

⑦癸丑、天子東征、柏夭送天子至于酈人。酈柏絮觴天子于澡澤
之上、酈多之汭、河水之所南還。 (4.3b.2)

⑧孟冬壬戌、天子至于雷首。犬戎胡觴天子于雷水之阿、乃獻食
馬四六。 (4.3b.10)

二 天子觴 (2例)

⑨□乙丑、天子觴西王母于瑤池之上。 (3.1a.9)

⑩秋癸亥、天子觴重韞之人鰥、乃賜之黃金之嬰二九・銀鳥一
隻・貝帶五十・朱七百裹・筒箭・桂薑百箇・絲紉・雕官。鰥
乃膜拜而受。 (4.1b.8)

三 葬儀での觴 (2例)

⑪祭□祝報祭、觴大師。 (6.2a.12)

⑫抗者觴夕而哭。 (6.2b.1)

(5) 「廣樂」は、『穆天子伝』において8例見られ
 (1.1a.6¹ 2.3b.2² 2.5b.4³ 3.2a.12⁴ 4.5a.3⁵ 5.2b.5⁶ 5.4
 a.1⁷ 6.1b.2⁸)、顧実は『文選』卷六左太冲「魏都賦」
 注引「韓詩内伝」に「王者舞六代之樂、舞四夷之樂、
 大德廣之所及」とあり、『礼記』明堂位に「納夷蠻之
 樂於大廟、言廣魯於天下也」とあることから、「廣
 樂」とは広く六代・四夷の樂を奏することからその名
 を得たと解する。これに対して、『史記』趙世家及び
 扁鵲倉公列伝に見える「廣樂九奏、萬舞」の会注考証
 には、それぞれ「按、廣樂、樂名」、「廣樂、廣陳鐘鼓
 之屬而爲樂也」とある。なお、郭璞が引く『史記』の
 記述は、扁鵲倉公列伝からの節略と思われるが、これ
 によれば、趙簡子が昏睡状態になってから意識を取り
 戻したのは七日ではなく、七日と半日たつてからであ
 る。

(6) 「鉞山」については、河北省石家莊市西部の井陘
 山、山西省太原市と忻州市の間の山地、甘肅省平涼市
 華亭県の山地などに比定する説がある(殷周史研究会
 二〇〇六)。

(7) 「獵」は、『説文』十篇上犬部に「獵、放獵、逐禽
 也」(小徐本は「放獵」を「畋獵也」に作る)とあり、

狩獵のことと解される。『穆天子伝』において、狩獵
 に関する語は、「獵」のほかに「田(畋)」[田(畋)
 獵]「狩」[射]「弋」[釣]などが見られる(後掲表三
 参照)。このうち、「田(畋)」について、『詩』鄭風叔
 于田「叔于田」の毛伝に「田、取禽也」、「呂氏春秋」
 貴直論直諫「以畋於雲夢」の高誘注に「畋、獵也」な
 どあるのによれば、「獵」[田(畋)]「田(畋)獵」
 は、いずれも獸を逐い捕らえること、即ち狩獵という
 行為そのものを表すものと解される。これに対して、
 「狩」は『国語』齊語「田狩畢弋」の韋昭注に「田、
 獵也。狩、圍守而取禽也」、「爾雅」釈天「火田爲狩」
 の郭璞注に「放火燒草獵亦爲狩」とあるのによれば、
 草を焼くなどして巻狩りすることと解され、「射」(弓
 で射る)、「弋」(いぐるみで鳥を射ること)、「釣」(釣
 り針で魚を取るなど)などと同様、狩獵の具体的方法
 を示すものと解される。また、『春秋公羊伝』(以下、
 『公羊伝』)莊公四年「莫重乎其與讎狩也」の何休解詁
 に「狩者、上所以共承宗廟、下所以教習兵行義」とあ
 るのによれば、狩獵は、宗廟に祭る供物を得るために
 行われるとともに、軍事演習としての意味があったこ
 とが知られる。確かに、卷一下文において「滲澤」の

狩獵で得た「白狐・玄貉」などが「河宗」での祭祀に供せられ(表三②)、また巻五では、狩獵で得た「麋・麇・豕・鹿」「虎」「狼」などが「先王」の祭祀に供せられており(表三⑭)、『穆天子伝』に見える狩獵にも何休が指摘するような意味あいがあったものと思われる。一方で、巻一後文に「曰天子是與出□入數、田獵釣弋。天子曰、於乎、予一人不盈于德、而辨於樂、後世亦追數吾過乎」(14b.6)とあるのによれば、『穆天子伝』で天子が行った狩獵は、そのすべてが祭祀や軍事演習のためではなく、游獵、即ち個人的な娯楽として行った狩獵もあったのではないかということを思わせる記述も見られる。

「阿」について、郭璞はこれを「山陂」と解する。

「陂」は、『釈名』釈山に「山旁曰陂、言陂陁也」とあるのによれば、郭璞の解する「阿」とは、山の側面(傾斜地)、即ち山の中腹のことと解される。「阿」は、『穆天子伝』において、9例見られ、「鉞山之西阿」(本句、1.1a.10)・「昆侖之阿」(2.1a.9)・「曰羣玉田山□知、阿平無險」(2.4a.10)などのように山の中腹と解されるもの、「河水之阿」(1.2a.6、1.2b.3)・「黑水之阿」(4.1a.8)・「河之水北阿」(4.3a.12)・「雷水之

阿」(4.3b.10)などのように河川の水辺と解されるもの(〔三〕注(9)参照)、及び「九阿」(5.5a.10)のように地名の一部と解されるものなどがある。

【表三】『穆天子伝』における狩獵関連語彙(28例)

一「獵」(9例)

*「獵于《場所》」「獵《場所》」

①癸未、雨雪天子獵于鉞山之西阿。(1.1a.10)

②甲辰、天子獵于滲澤。於是得白狐・玄貉焉。以祭于河宗。

(1.2a.2)

③天子筮獵華澤(5.4b.1)

④辛未、獵蒞之獸(6.1a.5)

*「獵《物》」

⑤珣處曰天子四日休于濩澤。於是射鳥獵獸。(5.1a.5)

*「獵」のみ

⑥丙辰、至于苦山。西膜之所茂苑。天子於是休獵、於是食苦。

(2.5b.10)

二「狩」(一例)

⑦天子臨于軍丘、狩于藪。(5.3b.11)

三「田(畋)」(4例)

⑧戊寅、天子東田于澤中。(6.1b.7)

⑨六師之人翔畋于曠原、得獲無疆、鳥獸絕群。六師之人大畋九

日、乃駐于羽陵之□收皮效物、債車受載。(3.2a.13)

⑩→⑨「六師之人大畋九日……」。(3.2b.1)

⑪□辰、天子次于軍丘、以畋于藪□。(5.2a.7)

Ⅳ「田(畋)獵」(3例)

⑫曰天子是與出□入藪、田獵釣弋。(1.4b.6)

⑬丁巳、天子西南升□之所主居。爰有大木碩草、爰有野獸、可

以畋獵。(2.1a.7)

⑭祭祀則惠、畋獵則獲□飲逢公酒、賜之駿馬十六・絺紵三十篋。

(5.4b.5)

Ⅴ「射」(9例)

⑮→⑤「於是射鳥獸」。(5.1a.5)

⑯仲秋丁巳、天子射鹿于林中、乃飲于孟氏、爰舞白鶴二八。

(5.2b.6)

⑰仲冬丁酉、天子射獸、休于深篁、得麋・麇・豕・鹿四百有二

十、得二虎・九狼。乃祭于先王。命庖人熟之。(5.2b.10)

⑱戊戌、天子西遊射于中□方落艸木鮮、命虞人掠林除藪、以爲

百姓材。(5.2b.13)

⑲季冬甲戌、天子東遊、飲于留析、射于麗虎、讀書于蒺丘

(5.3b.12)

⑳天子曰、余一人則淫、不皇萬民□登乃宿于黃竹。天子夢羿射

于塗山、鄒公占之疏□之□乃宿于曲山。(5.5a.8)

Ⅵ「弋」(2例)

㉑→㉒「曰天子是與出□入藪、田獵釣弋」。(1.4b.6)

㉓孟冬鳥至。王巨□弋。(5.2b.9)

Ⅶ「釣」(6例)

㉔癸酉、天子舍于漆澤。乃西釣于河、以觀□智々□。(1.2a.2)

㉕→㉒「曰天子是與出□入藪、田獵釣弋」。(1.4b.6)

㉖甲子、天子北征、舍于珠澤、以釣于汴水。(2.1b.6)

㉗辛未、天子北還釣于漸澤、食魚于桑野。(5.1b.11)

㉘丁卯、天子東征釣于漯水。以祭淑人、是曰祭丘。(6.4b.11)

㉙仲冬甲戌、天子西征至于因氏。天子乃釣于河以觀姑絲之木。

(6.5a.2)

(8)「虀沱」について、これを現在の山西省忻州市から河北省石家莊市の北を流れ、渤海に注ぐ滹沱河とする説、及び陝西省を流れる渭水支流の涇河とする説などがある(殷周史研究会二〇〇六)。

(岡本真則)

【二】

原文

5 乙酉、天子北升于□天子北征于犬戎⁽¹⁾〔國語〕曰、穆

王將征犬戎、鄒公謀父諫、不從、遂征之、得四白狼・四白

鹿以歸。自是荒服不至。『紀年』又曰、取其五王以東。犬戎□胡觴天子于當水之陽。天子乃樂□賜七萃之士戰〔萃、集也、聚也。亦猶『傳』有七輿大夫。皆聚集有智力者、爲王之爪牙〕。

6 庚寅、北風雨雪〔『詩』曰、北風其涼、雨雪其雩。天子以寒之故、命王屬休〔令王之徒屬休息也〕〕。

7 甲午、天子西征、乃絕隄之關隘〔隘、阪也。疑此謂北陵西隄。西隄、鴈門山也。音愈〕。

8 己亥、至于焉居・禺知之平〔疑皆國名〕。

訓 読

5 乙酉、天子北のかた升于……天子北のかた犬戎に征く〔『國語』(周語上)に曰く、「穆王將に犬戎を征せんとし、鄒公謀父諫むるも從わず、遂に之を征し、四白狼・四白鹿を得、以て歸る。是れより荒服至らず」と。『紀年』(『竹書紀年』)に又た曰く、「其の五王を取り以て東す」と〕。犬戎〔□〕胡、天子を當水の陽に觴す。天子乃ち樂……七萃の士に戰を賜う〔萃は集なり、聚なり。亦た猶お『傳』(『春秋左氏傳』)に七輿大夫有るがごとし。皆な智力有る者を聚集し、王の爪牙と爲す〕。

6 庚寅、北風ふきて雪雨る〔『詩』(邶風北風)に曰く、

「北風其れ涼し、雪雨ること其れ雩たり」と〕。天子寒の故を以て王屬に命じて休ましむ〔王の徒屬に令して休息せしむるなり〕。

7 甲午、天子西のかた征き、乃ち隄の關の隘を絶る〔隘は阪なり。疑うらくは此れ北陵西隄を謂わん。西隄は鴈門山なり。音は愈〕。

8 己亥、焉居・禺知之平に至る〔疑うらくは皆な國名ならん〕。

現代語訳

5 乙酉²²、天子は北に向かい升于……天子は北に向かい犬戎(の地)に行つた。犬戎胡が天子を當水の北で觴した。天子は樂……七萃の士に戰(干戈の類?)を賜つた。

6 庚寅²⁷、北風が吹き雪が降つた。天子は寒さのため王屬に命じて(彼らを)休息させた。

7 甲午³¹、天子は西に向かつて行き、隄の関の阪を越えた。

8 己亥³⁶、焉居・禺知の平野に着いた。

注 釈

(1) 「北征于犬戎」について、郭璞はこれを『国語』周語上、及び『竹書紀年』などに見える穆王の犬戎征伐のことと見るが、顧実は「穆天子伝」はもともと『周王遊行記』と称され、巡狩・征伐の事を記したもので、戦争・征伐の事を記したものではなく、本句の「北征」とは「北行」の意であり、『国語』などに見える穆王の犬戎征伐とは別事であると指摘する。穆王による犬戎征伐は、『国語』周語上のほかに、『史記』周本紀に「穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰、不可。……王遂征之、得四白狼・四白鹿以歸。自是荒服者不至」、『後漢書』西羌伝に「至穆王時、戎狄不貢、王乃西征犬戎、獲其五王、又得四白鹿・四白狼、王遂遷戎于太原」とあり、周語上・周本紀では、「北征」ではなく、単に「征」といい、また、西羌伝では「西征」に作り、犬戎征伐の理由を「戎狄不貢」とする。洪頤煊は『今本竹書紀年』に「穆王十二年、毛公班・井公利・逢公固帥師從王伐犬戎。冬十月、王北巡狩、遂征犬戎」とあることを指摘するが、王国維『今本竹書紀年疏証』は、

今本の「穆王十二年、毛公班・井公利・逢公固帥師從王伐犬戎」の一文を『穆天子伝』卷四「命毛班・逢固

先至于周」(44a3)、及び卷一「乃命井利・梁固聿將六師」(12b3)の両句に基づくもの、今本の「冬十月、王北巡狩、遂征犬戎」の一文を本句「天子北征于犬戎」(11a12)に基づくものと見る。

「犬戎」について、『史記』匈奴列伝「周西伯昌伐吠夷氏」の索隱に「韋昭云、春秋以爲犬戎。按、吠、音犬。大顔云、即昆夷也。……又『山海經』云、有人面獸身、名曰犬夷。賈逵云、犬夷、戎之別種也」とあり、また、『漢書』匈奴列伝「周西伯昌伐吠夷」の師古注に「……吠、音工犬反。吠夷、即吠戎也、又曰昆夷。

昆字或作混、又作緄。二字竝音工本反。昆・緄・吠聲相近耳。亦曰犬戎也」とあり、さらに『詩』大雅皇矣「帝遷明德、串夷載路」の鄭箋に「串夷、即混夷。西戎國名也」、孔疏に「是混夷爲西戎國名也。『書』『傳』作吠夷、蓋吠・混聲相近、後世而作字異耳。或作犬夷。犬、即吠字之省也」とある。これらによれば、「犬戎」は春秋時代以前には「吠夷」「犬夷」「昆夷」「混夷」「緄夷」「串夷」「吠戎」などと称された。王国維は「犬戎」の語が『詩』『尚書』及び古器には見られず、『春秋左氏伝』(以下、『左伝』『国語』『山海經』『竹書紀年』『穆天子伝』などに始めて見られるよ

うになることから、これを春秋戦国以後の称谓とする
〔鬼方昆夷玁狁考〕『觀堂集林』卷十三所収。これに
従えば、『穆天子伝』の成書時期は春秋戦国時代以後
ということになるう。

(2) 「犬戎□胡」の「□」について、洪頤煊が指摘す
るように、卷四に「犬戎胡」(4.3b.10)の名が見える
ことから、この「□」は衍字と考えられる。

「當水」については、卷四に「犬戎胡觴天子于雷水
之阿」(4.3b.10)とあることから、「當水」を「雷
水」の誤りとする説、山西・河北兩省を流れる桑乾河
(河北省張家口市懷來県で洋河と合流し永定河となる)、
河北省の大沙河や唐河、甘肅省を流れる渭河支流の葫
蘆河の支流に比定する説などがある。なお、「雷水」
については、山西省運城市を流れる涑水河、山西・河
北兩省を流れる桑乾河、甘肅省を流れる涇河の支流や
葫蘆河とする説などがある(殷周史研究会二〇〇六)。

(3) 「七萃之士」について、郭璞はこれを『左伝』に
見える「七輿大夫」のようなものとする。「七輿大
夫」について、『左伝』僖公十年に「卻芮曰、幣重而
言甘、誘我也。遂殺平鄭・祁舉、及七輿大夫左行共
華・右行賈華・叔堅・騅歟・麋虎・特宮・山祁」とあ

り、また、同襄公二十三年「唯魏氏及七輿大夫與之」
の杜注に「七輿、官名」、孔疏に「僖十年傳言七輿大
夫、杜云、侯伯七命、副車七乘。謂副車、每車有一大
夫主之。則此七輿大夫、杜亦爲主副車之官也」とある
のによれば、「七輿」は官名、「七輿大夫」とは侯伯の
副車七乘を主る七人の大夫のことである。また、顧実
は「七萃」の「萃」は「倅」「卒」と通用するとし、
『周礼』夏官諸子「諸子掌國子之倅」の孫詒讓疏に
「竊謂此倅、當從故書爲卒、而讀爲萃、……萃、即聚
集部隊之名」とある解釈を採る。なお、『周礼』春官
車僕「車僕掌戎路之萃、廣車之萃、闕車之萃、萃車之
萃、輕車之萃」の孫詒讓疏には「萃、即謂諸戎車之部
隊」とある。「七萃」について、檀萃は前引『周礼』
春官車僕を引き、「凡五萃。穆王或增二萃、故云七萃
也」と指摘するが、顧実は『国語』晉語一に「古之爲
軍也、軍有左右、闕從補之」、『左伝』宣公十二年に
「楚子爲乘廣三十乘、分爲左右」とあることから、五
萃のうち闕車・広車を左右に分ければ七萃となり、本
句の「七萃」とは実は『周礼』の「五萃」のことだと
するが、なぜ闕車・広車だけを左右に分けるのか判然
としない。これらに対して、陳煒湛は、古字では

「七」「甲」両字が同形であることから、「七萃」の「七」を「甲」の誤釈とし、「七萃之士」とは「甲萃之士」、即ち完全武装した衛兵のことであると指摘する（陳煒湛一九九六）。また、「萃」は戦国後期の燕の戈・矛等の銘文に見え、「霅萃」（《燕王戎人戈》集成 11273-11275、《燕王𠄎戈》集成 11241-11242、《燕王職戈》集成 11224・11227-11229・11304）、「市（師）萃」（《燕侯𠄎戈》集成 11272、《燕王載戈》集成 11219、《燕侯職戈》集成 11221-11223・11225）、「王萃」（《燕王戎人矛》集成 11538、《燕王職戈》集成 11187・11190-11191、《燕王戎人戈》集成 11192）、「𠄎萃」（《燕王職戈》集成 11226）などがある。李学勤はこれらを燕王の「侍衛徒御」と解するが（李学勤一九五九）、林巳奈夫は、これらの一々がどういう性格、成り立ちのものかはわかっていないと指摘する（林巳奈夫一九九九）。また、王貽樑は、「市（師）萃」の「市（師）」を「七」と隸定し、「七萃」を王の禁軍護衛隊と解し、燕戈・矛に見える「某萃」を燕王の「侍衛徒御」とする李学勤説を支持し（王貽樑一九九〇）、馬承源は「霅萃」を「御萃」と釈して、これを「御者之副」とする（馬承源一九九〇）。『穆天子伝』では、「七萃之

士」の用例は11例あり、「七萃之士□天子曰、後世所望、無失天常……」（14b.9）、「七萃之士曰高奔戎、刺其左驂之頸、取其清血以飲天子」（33a.6）、「天子將至、七萃之士曰高奔戎請生搏虎必全之、乃生搏虎而獻之天子」（53a.10）、「七萃之士𦑔豫、上諫于天子曰、自古有死有生、豈獨淑人」（65a.11）、及び「柏天主車、參百爲御、奔戎爲右」（42b.9）などあるのによれば、「七萃之士」とは、集められた七つの戎車部隊の士ではなく、穆王に侍衛した七人の士と解されるのではないであろうか。

「戰」について、顧実は「戰者、猶今言作戰也。蓋演習作戰之事、而以爲戲娛者。或曰戰借爲𦑔、謂賜飲也」と指摘する。小川琢治もまた「戰」を「𦑔」の訛字ないしは通用字として、「𦑔」が飲酒器であることから、本句を「七萃之士」に酒を賜ったものと解とする。一方、陳煒湛は「戰」を「單」の誤釈とし、古字では、單・干は同字であることから、これを武器（干）と解する（陳煒湛一九九六）。また、白川静によれば、「單」は盾の形象、「戰」は干戈を相列する形である（白川静一九七二）。上述したように、本句で「戰」を賜った「七萃之士」が穆王に侍衛した七人の

士と解しうることを、及び「萃」は戦国後期の燕の戈・矛等の銘文に見えることをふまえれば、本句の「戦」とは、或いは干戈の類と解されるかもしれない。

(4) 「王屬」について、郭璞はこれを「王之徒屬」とし、顧実とは、卷六に「外官王屬七萃之士倍之」(㉔a13)とあることから、「王屬」には「七萃之士」が含まれるとする。しかし、顧実の指摘する卷六の記述は、「王屬」と「七萃之士」が並列されたものと解することはできても、これだけで「王屬」が「七萃之士」を含むか否かは確言できず、両者は別の組織集団とみるべきであろう。また、顧実が指摘するように、卷四に「孟秋癸巳、天子命重繹氏共食天子之屬」(㉔b3)とある「天子之屬」と本句の「王屬」とは同一組織集団の異称と思われる。したがって、「王屬」「天子之屬」とは、「七萃之士」や、後文に見える「六師」(二三)注(10)参照)とは別の、王に従属する集団と解されるか。

(5) 「險」については、山西省忻州市代県西北の雁門山や句注山、同省朔州市の天門山とする説、寧夏回族自治区固原市の六盤山脈とする説、甘肅省の隴山とする説、青海省の日雅拉山とする説などがある(殷周史研

究会二〇〇六)。

(6) 「焉居・禺知」については、国族名や地名とする諸説があるが、他に未見で不詳。その所在については、新疆ウイグル自治区吐魯番市、内蒙古自治区呼和浩特市、同区錫林郭勒盟多倫県、山西省朔州市、同省雁門山の西北一帯、甘肅省武威市及び張掖市、同省東部を流れる祖厲河流域などとする諸説がある(殷周史研究会二〇〇六)。

(岡本真則)

〔三〕

原文

9 辛丑、天子西征至于酈人⁽¹⁾(酈、國名。音巨肯切)。河宗之子孫酈柏絮⁽²⁾(柏、爵。絮、名。古柏字多以木)、且逆天子于智之□先豹皮十・良馬二六⁽³⁾(古者爲禮、皆有以先之。傳曰、先進乘韋)。天子使井利受之⁽⁴⁾(井利、穆王之嬖臣)。

10 癸酉、天子舍于漆澤⁽⁵⁾(一宿爲舍)。乃西釣于河、以觀□智之□。

11 甲辰、天子獵于滌澤⁽⁷⁾。於是得白狐・玄貉焉、以祭于河宗⁽⁸⁾(以、將。有事于河、奇此獲、故用之。漢武帝郊祀、

得一角白鹿、以爲祥瑞、亦將燎祭之類」。

12 丙午、天子飲于河水之阿⁽⁹⁾〔阿、水崖也〕。天子屬六師之人于鄴邦之南滲澤之上⁽¹⁰⁾〔屬、猶會也〕。

訓 讀

9 辛丑、天子西のかた征^ゆき鄴^{ほう}人に至る〔鄴は國名。音は巨^は肯^くの切〕。河宗の子孫鄴^{ほう}柏^{はく}絮^{じょ}〔柏は爵。絮は名。古の柏字は多く木を以てす〕、且に天子を智^ち之……に逆^{むか}えんとし、……を豹皮十・良馬二六に先んず〔古は禮を爲すに、皆な以て之に先んずる有り。『傳』〔左傳〕僖公三十三年?〕に曰く、「先んじて乘韋を進む」と。天子井利^{せいり}をして之を受けしむ〔井利は穆王の嬖臣〕。

10 癸酉へ癸卯?、天子漆澤に舍^{やど}る〔一宿を舍と爲す〕。乃ち西のかた河に釣^りりし、以觀……智^ち之……。

11 甲辰、天子滲澤^{しんざく}に臘^{りよう}す。是に於いて白狐・玄豹^{しゅうぼう}を得、以て河宗に祭る〔以は將^{もち}なり。河に事有るに、此の獲を奇とし、故に之を用う。漢武帝郊祀するに、一角の白鹿を得、以て祥瑞と爲し、亦た燎祭に將^{もち}うるの類なり〕。

12 丙午、天子河水の阿に飲^{いん}す〔阿は水崖なり〕。天子六師の人を鄴邦の南、滲澤の上に屬^{あつ}む〔屬は猶お會のごときなり〕。

現代語訳

9 辛丑³⁸、天子は西に向かつて行き鄴^{ほう}人(の地)に着いた。河宗の子孫である鄴^{ほう}柏^{はく}絮^{じょ}が、天子を智^ちの……で迎えようとして、……を豹皮10枚と良馬12頭に先んじて贈った。天子は井利にそれらを受けとらせた。

10 癸酉¹⁰へ癸卯⁴⁰?、天子は漆澤に宿った。西に向かい黄河で釣りをし、以觀……智^ち之……。

11 甲辰⁴¹、天子は滲澤で狩りをした。そこで白狐と黒ムジナを獲ることができたため、(それらを犠牲として)河宗(河を祀る廟)に祭った。

12 丙午⁴³、天子は黄河の水辺で飲した。天子は六師の人を鄴^{ほう}邦の南(にある)滲澤のほとりに集めた。

注 釈

(1) 「鄴人」の「鄴」について、郭璞はこれを国名と解する。「鄴」の所在については、概ね以下の三説にわけられる。第一は、洪頤煊が指摘する『古今姓氏書辨証』に「鄴國在虞芮之間」とある説で、虞は山西省運城市平陸県、芮は陝西省渭南市大荔県に比定される。第二は、『穆天子伝』巻四に「癸丑、天子東征、柏夭送天子至于鄴人。鄴柏絮觴天子于澡澤之上、剗多之汭、

河水之所南還」(43b2)とある記述に基づき、これを黄河が東から南へとその流れを変え、る湾曲地点、すなわち今の内蒙古自治区托克托一帯とし、後代、趙の武靈王が胡服騎射したのち、西に向かって胡地を攻め取って建立した雲中郡の南部とする楊寛の説や(楊寛二〇〇六)、帰化(漢代の定襄・雲中二郡)以西の地とする顧実・小川琢治の説などである。第三は、『路史』国名紀六の鄆条に「鄆、備也、備伯繁國。穆天子西征至于鄆。河宗之子孫劓伯繁逆天子郭。……『地記』陳倉有劓城云河宗之子孫、則宜在此」とある説で、「陳倉」は現在の陝西省宝鸡市陳倉区である。馬保春は、第三の説、即ち「鄆」の所在を宝鸡陳倉区とした場合、『穆天子伝』で穆王が「鄆人」に至った後に「飲于河水之阿」とする記述を説明できないと指摘する(馬保春二〇〇七)。また、第一の説に関して、近年、山西省運城市絳県横水鎮横北村で発見された西周中期穆王期頃とされる大型墓2基(M1・M2)から、「劓伯」を銘にもつ青銅器が6点出土したことから、報告者はこのM2・M1をそれぞれ、鄆国の国君とその夫人の墓葬とし、絳県横北村一帯を鄆国の所在地とする(山西省考古研究所二〇〇六)。この鄆国について、李

学勤は『古今姓氏書辨証』に「鄆國在虞芮之間」、「元和姓纂」の「鄆」に「出伯繁、國在虞芮間」(岑仲勉校記『元和姓纂(附四校記)』(北京・中華書局、一九九四年)、卷三灰韻)とあること、及び鄆国の所在する絳県が、虞・芮の間にあるとされる「鄆」のやや北に位置することから、この鄆国を『古今姓氏書辨証』や『元和姓纂』、及び『穆天子伝』に見える「鄆」国とする(李学勤二〇〇五)。さらに、馬保春は、絳県の鄆国は鄆伯繁の国が南遷した結果、あるいは穆王が西征から帰還したときに、これに従って絳県に遷ってきたものであると推測する(馬保春二〇〇七)。これらの諸説をふまれば、本句の「鄆人」の所在地は、第二の説、今の内蒙古托克托一帯とするのが妥当である。

(2)「河宗」について、郭璞は「四」の「是惟河宗氏」に、「河四瀆之宗。主河者因以爲氏」と注しており、これは「黄河は四瀆の宗(本家)であり、その黄河(の祭祀)を主る者が、河宗を氏とした」と理解される。これによれば、「河宗」には「四瀆之宗」たる「河」や、その祭祀を主る集団及びそれを中核とする部族の意味が含まれていたと思われる。しかし、『説

文』七篇下山部に「宗、尊祖廟也」とあるように、「宗」には祖廟の意味があり、また、殷墟甲骨文に「貞、于南方、𠬞河宗、十月」(合集13332)、「…河宗…」(屯南1276)などある「河宗」について、赤塚忠は「祭宮」、沈建華は河(河神)の神廟とし、さらに沈建華は『穆天子伝』にも言及して、後段の「以祭于河宗」の「河宗」を「河伯宗廟」と解するように(赤塚忠一九七七、沈建華二〇一〇)、「河宗」の原義は「河」を祀る廟であると考えられる。他にも、『史記』趙世家「奄有河宗」の正義に「蓋在龍門河之上流、嵐・勝二州之地也」とあるように、後の戦国時代では、「河宗」が地名としても用いられていたことが知られる。

このように「河宗」には様々な意味が含まれていることがわかるが、『穆天子伝』では「河宗」の用例として、「河宗」(1.2a.4、1.2b.10、1.2b.12、1.3a.2)、「河宗之子孫酈柏縶」(本句1.1b.10)、「河宗氏」(1.2a.10、1.4a.1)、「河宗柏夭」(1.2a.12、1.2b.10)、「河宗正」(4.3b.6)、「河宗之邦」(4.4a.12)の11例が見られる。この中で、単に「河宗」とだけ記されている4例は、「河」を祀る廟を指すと解されるもの(1.2a.4、本

段注(8)(参照)、及び「河宗柏夭」もしくは彼を中心とする祭祀集団を指すと解されるものとがある(1.2b.10、1.3a.2、1.2b.12については欠字のため不詳)。「河宗柏夭」については、鄭傑文が「河宗氏」の国主であり、河神の主祭者であると指摘するように、「宗」の原義である祖廟で「河」の祭祀を掌る集団の主祭者を指すとともに、これが「柏夭」という個人名に部族名としての「河宗」が冠せられた称謂とも解されることから、「河宗柏夭」とは、「河」の祭祀を掌る「河宗氏」の当代当主と考えられよう。また、「河宗之邦」とは当代当主たる柏夭が統治する「邦」、本句の「河宗之子孫」たる「酈柏縶」とは、先代の当主から分かれた「河宗氏」の支族たる酈族の当代当主と解釈される。さらに「河宗正」については、官名(楊寛二〇〇六、或いはこれを「河宗、正」(河宗は正なり)と読み、「河宗は河宗諸国の盟邦の主である」などとする解釈があるが(山崎藍二〇〇七)、いずれにせよこの「河宗正」は、上述したような、「四瀆の宗」たる河を祀る廟で、その祭祀を掌る集団、及びそれを中核とする部族という意味の「河宗」に由来する語と考えられよう。

「酈柏鑒」の族属に関して、劉師培は、「酈」が「馮」に通じることから、「酈」は河伯「馮夷」〔四〕

注(2)参照)の「馮」で、「酈柏」は先祖の名を国名としたのであろうと指摘し、顧実もこの説を是とする。一方、本段注(1)で指摘したように、李学勤は、山西省絳県横北村で発見された「酈」国墓地の「酈」を『穆天子伝』に見える「酈」国とし、『酈仲鼎』(集成2222西周中期)に「酈仲作畢媿臚鼎」とあることから、「酈(酈)」を媿姓とした上で、王国維の考証に従って(同「鬼方昆夷玁狁考」、これを『左伝』定公四年の衛の子魚の言に見える、唐叔が封建された際に賜った「懷姓九宗」の懷姓とする(李学勤二〇〇五)。また、李零は「酈」「馮」両字が通仮し、かつ河伯「馮夷」〔四〕注(2)参照)が「馮」をその氏としてゐること、及び秦嘉謨輯補本の『世本』氏姓篇において、馮氏・河宗氏・酈氏がいずれも帰姓とされていることなどから、これら三氏は起源を同じくする帰姓の三支族であると指摘する。さらに王国維の考証に従い、帰姓、『左伝』に見える媿姓・懷姓はいずれも金文の媿姓のことであり、これら三者は、同じく媿を姓とする殷代の鬼方をその出自すると指摘する(李零二〇

〇六)。これに従えば、「酈柏鑒」は帰(媿・懷・媿)姓で、殷代鬼方の後裔ということになる。

(3)「先豹皮十良馬二六」について、郭璞は「傳曰」として「先進乘韋」を引用するが、この文に最も近似する現行の『左伝』僖公三十三年を見ると、「以乘韋先牛十二、犒師」となっている。これについて、杜注の「先韋乃入牛也。古者將獻遺於人、必有以先之」や『左氏会箋』の「遺人之物、必以輕先重後、故先韋乃入牛」という注釈を参考にすれば、「以A先B」の文では、「先」の下にくるもの(B)が貴重なもの、その前に輕微なもの(A)が記されていると解釈することができる。だとすれば、「且逆天子于智之□」の□は複数の欠字で、ここに「豹皮十・良馬二六」に先立つ輕微なものが記されていた可能性が高く、これをふまえると、本文は、酈柏鑒が天子を「智之□」で迎え、「豹皮十・良馬二六」に先立てて何かを天子に贈ったと解釈できよう。

「二六」について、鄭傑文が引く黎光明は、卷五の「駿馬十六」(51b6)や卷六の「乃陳脰俎十二」(62a8)が、「二八」「二六」と記されないことを指摘し、かつ卷一から卷四の中の10以上の数字に一つも「十」

字が使われていないことから、『穆天子伝』では「十」字が省略されていると述べて「26」と解する。しかし、11以上の数のうちで「十」字が使われていないのは卷四までであり、現に卷五・卷六では「十二」「十六」とある以上、「十」字が省略されているとは必ずしも言えないであろう。あるいは、20以上の数のうち、3つの漢数字で表されるもの（例えば「二十一」に限って「十」字が省略されるのかもしれない）が、これは非常に限定的な解釈と思われる。一方、王貽樑は『穆天子伝』の中では、良馬・駿馬がみな四の倍数として記されていることから、これを「12」と解しており、実際に、『穆天子伝』では、「良馬十駟」(4.2a.7)「良馬百駟」(5.1a.8)「駿馬十六」(5.1b.5, 5.4b.6)など、良馬・駿馬に関しては、すべて四の倍数で記されていること、また、穆天子が乗る「八駿」についても四頭立てであることなどから考えれば、「12」と解した方がよいように思われる。

(4) 「井利」について、李学勤は卷六に見える盛姫の葬儀において、「井利」が葬儀に用いる器物の管理をしており、これが『周礼』天官宰夫に「凡邦之弔事、掌其戒令與其幣器財用、凡所共者。大喪・小喪、掌小

官之戒令、帥執事治之。三公六卿之喪與職喪帥官有司而治之」とある宰夫の職掌と合致すること、及び『周礼』天官に見える大宰・小宰・宰夫などの官は、他の文献では単に宰と称されることがなどから、「井利」の官を宰とし、これを西周中期とされる『穆公簋蓋』(集成4201)及び、『師遽方彝』(集成3897)に見える「宰利」に比定する(李学勤一九九〇)。また、于省吾は西周金文では「邢」を「井」ないしは「井」に作ることから、「井利」(1.1b.13, 1.2b.3)を「邢利」とするが、王貽樑が指摘するように、『穆天子伝』において「邢」「井」は明確に区別されている。「井利」の名はこれまで『穆天子伝』に見えるだけであったが、『清華大学藏戰国竹簡』(以下、清華簡とする)「祭公之顧命」篇に「乃召畢艭、井利、毛班」。曰三公……(簡九)とあり、沈建華が「井利・毛班は『穆天子伝』に見える。『穆天子伝』にはまた畢矩が見えるが、この畢艭と関係があるか否かは判らない」と注釈するように(清華大学二〇一〇、下冊)、戦国期と考えられる出土資料にその名を確認することができ、『穆天子伝』と出土資料との間にこのような共通性を見出せることは興味深い。

(5) 「癸酉」について、檀萃は前段辛丑³⁸と後段甲辰⁴¹の間に入る癸卯⁴⁰に改めている。

「漆澤」の所在については、内蒙古自治区呼和浩特市、青海省などとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。また、洪頤煊は孫同元の説を引いて、「漆澤」を下文に見える「滲澤」の誤りとしており、仮に「滲澤」とすれば、その所在としては、内蒙古自治区呼和浩特市や青海省の湖などとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

(6) 「以觀□智之□」の上の欠字について、顧実是不要とし、鄭傑文は相当数の欠文があるとする。「智之□」については、前段の「且逆天子于智之□」に似たような箇所があり、顧実はこちらを地名と解している。この文を含む「乃西釣于河、以觀□智之□」についても、卷六の「天子乃釣于河、以觀姑繇之木」(6.5a2)に似たような箇所があり、ここでは「釣」を行った後で、「姑繇之木」を「觀」していることからすれば、「智之□」で何かを「觀」した可能性は高く、少なくとも上の欠字が不要であるとは考えにくいであろう。

(7) 「滲澤」の所在については本段注(5)参照。鄭傑文は、『北堂書鈔（陳兪本）』（卷十四蒐狩四十九）、

『初学記』（卷二十二武部獵第十）が「滲澤」を「漆澤」としていることから、「漆澤」が正しいとする。ただし、清・孔廣陶校註の『北堂書鈔』では「滲澤」となっており、孫星衍が「孫氏校滲改漆從陳兪本也」と述べるように、鄭傑文が引く『北堂書鈔』では「漆澤」となっていたようだが、「滲澤」を「漆澤」とすべきかは判定しがたい。

(8) 「以祭于河宗」について、注を見る限り、郭璞は「河」に祭祀を行うために狩獵をしたところ、珍しくも「白狐・玄貉」を獲ることができたため、これを用いたと解釈しているようである。これに対して、顧実はこの祭祀を、狩獵で獲た「白狐」と「玄貉」を河宗（河神）に祭った獵祭とし、天子が名山・大川を祭る祭祀とは異なると指摘する。一方、楊寛はこの「河宗」を「邠人」が河伯を祭祀する宗廟と解し、その規模が小さかったので、狩獵で獲た「白狐」と「玄貉」だけを用いて祭祀を行ったであろうと推測する（楊寛二〇〇六）。「河宗」についての解釈は「河」「河神」「河伯を祭祀する宗廟」とそれぞれ異なっているが、本段注(2)で述べたように、「河宗」の原義は「河」を祭祀する廟であり、そこから派生して「河」

や「河神」を指す場合もあることから考えれば、いずれの解釈も可能である。ただし、『穆天子伝』では「于」の下に場所・土地を指す語が来る場合が多く、「祭」の用例のなかにも、巻四に「天子祭于宗周之廟」(4.4b.12)とあることからすれば、本句の「河宗」は、「酈人」の地に置かれた「河」を祭祀する廟と解した方がよいであろう。

(9) 郭璞は「阿」を水崖とし、顧実の河の流れの曲がったところと解する。『穆天子伝』では、明らかに河川の「阿」と考えられる事例が、「河水之阿」(1.2a.6, 1.2b.2)「黒水之阿」(4.1a.8)「河之水北阿」(4.3a.12)「雷水之阿」(4.3b.10)と5例あり、顧実の説は『漢書』礼楽志に「沛施枯汾之阿」、師古注に「阿、水之曲隅」とあるように、伝世文献の注にも見られることからすれば、いずれの河川でも、その流れの曲がったところと解することは可能である。一方、「阿」を水崖と解する説は郭璞独自のものであるが、「一」の「鉞山之阿」の注釈では、「阿」を山の傾斜地と解しており(「一」注(7)参照)、こゝでも同じ「阿」が使われていることからすれば、河川の場合も河川に面した傾斜地と解することができよう。

(10) 「屬」は、『左伝』哀公十三年「屬徒五千」の杜注に「屬、會也」、『国語』呉語「盛怒屬兵」の韋昭注に「屬、會也」などあるように、兵などを集める時にしばしば用いられる動詞である。

「六師」については、『詩』大雅棫櫨に「周王于邁、六師及之」とあり、毛伝に「天子六軍」、鄭箋に「周禮」(地官小司徒)、五師爲軍、軍萬二千五百人」とあるが、王先謙疏に「白虎通」三軍篇、『詩』云、周王于邁、六師及之、師二千五百人、師爲一軍、六師一萬五千人也。陳喬樞云、……『公羊傳』隱五年傳何休解詁云、二千五百人爲師、禮、天子六師、方伯二師、諸侯一師。天子六師之說、亦與『白虎通』合」とある。「六師」は西周金文にも見られ(《啓貯簋》集成4047西周中期、《呂服余盤》集成10169西周中期、《盞方彝》集成9899-9900西周中期、《南宮柳鼎》集成2805西周後期など)、またこれとは別に「西六師」(《禹鼎》集成2833西周後期)や「八師」(《盞方彝》集成9899-9900西周中期、《小克鼎》集成2796-2802西周後期)、《殷八師》(《小臣諫簋》集成4238-4239西周前期)、《成周八師》(《匱壺蓋》集成9728西周中期)なども見られる。このうち、「六師」と「西六師」につ

いては、両者を同一の組織とし、西、即ち宗周（鎬京）に置かれた組織と解されるが、「八師」「殷八師」「成周八師」については、これらを全て同一の組織として、成周に置かれた殷人に対するための組織、或いは殷人から構成された組織とする説（伊藤道治一九七五・木村秀海一九八五）、及び「殷八師」を殷（＝衛）の地に置かれた軍団、「成周八師」を成周に置かれた軍団として両者を区別する説などがある（徐中舒一九九八、楊寛二〇〇三）。この「六師」「八師」は、例えば《南宮柳鼎》に「王呼作冊尹、冊令柳、嗣六師牧・陽・吳・□」、《勿壺蓋》に「王乎尹氏冊令召曰、更乃祖考、作冢嗣土于成周八師」などとあるように、その下に「牧・陽（場）・吳（虞）」や「冢嗣土」などの官僚がいたことから、これを中国史上最初に出現した軍事屯田制とする見解（于省吾一九六四・一九六五）、及び「六師」「八師」が軍事組織かつ行政組織として機能していたとする見解とがある（木村一九八五、伊藤道治一九八七、楊寛二〇〇三）。

これらをふまえれば、本句の「六師之人」とは、おそらく「六師」を構成する人々（軍人）を指すものと思われる。また『穆天子伝』には、巻二に「六師之

屬」(2.4a2、2.5a8) という語も見えるが、これは、前掲した南宮柳鼎に見える「牧・陽（場）・吳（虞）」などのような「六師」に属した官吏のことと解されるのではなからうか。

（水野卓）

[四]

原文

13 戊寅、天子西征騫行、至于陽紆之山⁽¹⁾〔騫、猶馳也。紆、音軀〕。河伯無夷之所都居〔無夷、馮夷也。』山海經』云冰夷、是惟河宗氏〔河、四瀆之宗。主河者、因以爲氏〕。河宗柏夭逆天子燕然之山〔柏夭、字也〕、勞用束帛加璧⁽⁴⁾〔勞、郊勞也。五兩爲一束。兩、今之二丈〕、先白⁽⁵⁾□。天子使鄒父受之⁽⁶⁾〔鄒父、鄒公謀父、作折招之詩者〕。

訓読

13 戊寅へ戊申?、天子西のかた征き騫^ぶ行して、陽紆^{ようふ}の山に至る〔騫は猶お馳のごときなり。紆、音は軀〕。河伯無夷の都居する所にして〔無夷は馮夷なり。』山海經』〔海内北經〕に云う冰夷なり、是れ惟れ河宗氏なり〔河は四瀆^くの宗。河を主る者は因りて以て氏と爲す〕。河宗

柏天、天子を燕然の山に逆え〔柏天は字なり〕、勞うに束帛に壁を加うるを用てし〔勞は鄭勞なり。五兩もて一束と爲す。兩は今の二丈〕、先白……。天子、鄒父をして之を受けしむ〔鄒父は鄒公謀父、折招の詩を作りし者なり〕。

現代語訳

13 戊寅^⑮へ戊申^⑮?、天子は西に向かつて馳せ行き、陽紆^{ようこう}の山に着いた。そこは河伯無夷が本拠としたところで、ここ（に住む者たち）こそが河宗氏である。河宗氏の当主である柏天が天子を燕然の山に迎え、勞いとして束ねた帛に壁を上に乗せたものを贈り、先白……。天子は鄒父^{さうは}にそれらを受け取らせた。

注 釈

(1) 「戊寅」について、檀萃は「戊申」とし、顧実もまた、古文の「寅」と「申」は字形が近いことから誤ったのだらうとする。

「陽紆之山」については、河套（内蒙古自治区鄂爾多斯市一帯）の陰山脈、寧夏回族自治区と甘肅省の境界付近、青海省の鄂陵湖の北方などとする説がある

（殷周史研究会二〇〇六）。

『周礼』夏官職方氏に「冀州澤曰陽紆」とあり、楊寬は古代の河套には大湖があったとする古生物学者楊鐘健の説を援用して、「陽紆」とは河套にあった大湖のこと、「陽紆之山」はその北面にある山を指すとし、『山海經』海内北経「從極之淵、深三百仞。維冰夷恆都焉」の「從極之淵」は陽紆沢の別名であるとする（楊寬二〇〇六）。

(2) 「無夷」については、『山海經』海内北経に「從極之淵、深三百仞。維冰夷恆都焉。冰夷人面、乘兩龍。一曰忠極之淵」とあり、その郭璞注に「冰夷、馮夷也。『淮南』（齊俗訓）云、馮夷得道、以潛大川。即河伯也。『穆天子傳』所謂河伯無夷者、『竹書』作馮夷、字或作冰也」とあるように、「無夷」は『山海經』の「冰夷」、「淮南子」の「馮夷」（『莊子』大宗師にもまた「馮夷得道、以遊大川」とある）と同一で、黄河の神である河伯の名と考えられる。

「都」には、『淮南子』墜形訓「幽都之門」の高誘注に「都、聚也」とあるように、集まるという意味があることから、「都居」とは集住定住している様を表していると思われる。また後段「爰有温谷樂都、河宗氏

之所遊居」の「遊居」は、冬に移動して臨時に居住することと考えられ〔七〕注〔2〕参照）、これと対比すると、「都居」には本拠地の意が含まれているとも言えよう。

〔3〕「燕然之山」の所在については、河套（内蒙古自治区鄂爾多斯市一带）のほか、内蒙古自治区呼和浩特市、甘肅省、青海省とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

〔4〕『左伝』昭公五年に「入有郊勞、出有贈賄、禮之至也」とあるように、賓客が来訪した時は郊外に出迎え慰勞するのが礼とされていた。また、『儀礼』聘礼に「賓至于近郊、……君使卿朝服用束帛勞」とあるように、「束帛」は郊勞の際に贈られる一般的な品であったといえる。『周礼』春官大宗伯「孤執皮帛」の賈疏に「束者、十端、每端丈八尺、皆兩端合卷、摠爲五匹、故云束帛也」とあり、これに従えば「束帛」とは、帛を兩端から巻き、それを五つ束ねたもの、「束帛加璧」とは、『儀礼』聘礼「受享束帛加璧」の賈疏に「束帛加璧於其上」とあるのに従えば、束ねた帛の上に璧を載せた状態と考えられる。なお巻五にも「束帛加璧」(5.1a.12)の語が見える。

〔5〕前段「□先豹皮十・良馬二六」(1.1b.12)と同様、本句も「先」の前にある「束帛加璧」は比較的輕微な礼物で、後ろの「白□」がより貴重な礼物であると考えられる(〔三〕注〔3〕参照)。

〔6〕「鄒父」について、郭璞は「鄒公謀父」とする。洪頤煊が「程氏本惟此作鄒、餘俱省作祭。今悉改正」と指摘するように、諸本の多くは「祭」に作る。「祭公謀父」について、『国語』周語上「穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰……」の韋昭注に「祭、畿内之國、周公之後也、爲王卿士。謀父、字也」とあり、また『左伝』僖公二十四年に「凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也」とある。「祭」は、顧棟高「春秋列国爵姓及存滅表」『春秋大事表』卷五)によれば伯爵で、その封地は河南省鄭州市の東北に比定される。また『逸周書』祭公解では穆王が祭公謀父を「祖祭公」と称しており、その孔晁注に「祭公、周公之後、昭穆於穆王在祖列」、唐大沛注に「祭公與康王爲從堂兄弟、周公之孫也」などであるのによれば、祭公謀父は周公の孫である。『穆天子伝』の「鄒父」は穆王の西征に同行しているが、『国語』周語上では祭公謀父は穆王の犬戎征伐を諫める立場として登場し、また『左伝』昭公十二年に

も祭公謀父が穆王の天下周遊を諫めるため祈招の詩を作ったことが記されている。『逸周書』祭公解は、臨終を前にした祭公謀父による穆王と三公への訓戒であり、清華簡「祭公之顧命」もそれとほぼ同じ内容となっている。

(富田美智江)

〔五〕

原文

14 癸丑、天子大朝于燕□之山河水之阿⁽¹⁾〔蓋朝會郡官、告將禮河也〕。乃命井利・梁固⁽²⁾〔梁門、大夫〕、聿將六師⁽³⁾〔聿、猶曰也〕。天子命⁽⁴⁾。

15 吉日戊午⁽⁴⁾〔詩〕曰、吉日庚午、天子大服、冕・褱⁽⁵⁾〔冕冠・褱衣。蓋王后之上服。今帝服之所未詳。褱音埤〕・帔⁽⁶⁾・帶⁽⁷⁾〔帔、褱也。天子赤帔、音弗〕、摺⁽⁷⁾〔摺、長三尺、杼上推頭。一名瑱、亦謂之大圭。摺、猶帶也。忽、音忽〕、夾佩⁽⁸⁾〔左右兩佩〕、奉璧、南面立于寒下⁽⁹⁾〔受河宗也。寒下未詳〕。曾祝佐之⁽¹⁰⁾〔曾、重也〕。傳曰、曾臣偃。官人陳牲全五⁽¹¹⁾具〔牛羊之品曰牲、體完曰全牲、或曰全色純也〕。傳曰、牲全肥腍。天子授河宗璧。河宗柏夭受璧、西向沉璧于河〔河位載昆侖〕、再拜稽首〔稽首、首至地

也〕。祝沉牛・馬・豕・羊。河宗□命于皇天子⁽¹³⁾〔加皇者尊上之、河伯號之⁽¹⁴⁾〔呼穆王〕。帝曰⁽¹⁵⁾、穆滿⁽¹⁶⁾〔以名應謙也。言謚蓋後記事者之辭〕、女當永致用胥事⁽¹⁷⁾〔語穆王當長幹理世事也哉〕。南向再拜〔穆王拜〕。河宗又號之。帝曰、穆滿、示女春山之瑤⁽¹⁸⁾〔山海經〕春字作鍾、音同耳。言此山多珍瑤奇怪〕、詔女昆侖□舍四平泉七十⁽¹⁹⁾〔疑皆說昆侖山上事物〕。乃至于昆侖之丘、以觀春山之瑤〔皆河伯與穆王詞語〕、賜語晦⁽²⁰⁾〔月終爲晦。言賜女受終福〕。天子受命、南向再拜〔受河伯命〕。

訓読

14 癸丑、天子燕□の山河水の阿に大朝す〔蓋し郡〔群?〕官を朝會し、將に河に禮せんとするを告ぐるなり〕。乃ち井利・梁固に命じ〔梁門へ固?〕は大夫なり、聿⁽³⁾に六師を將いしむ〔聿は猶お曰のごときなり〕。天子命ず。

15 吉日戊午〔詩〕〔小雅吉日〕に曰く、「吉日庚午」と、天子大いに冕・褱⁽⁵⁾〔冕冠・褱衣なり。蓋し王后の上服なり。今帝の之を服するは、未だ詳らかならざる所なり。褱、音は埤〔杼〕・帔・帶を服し〔帔は褱なり。天子は赤帔。音は弗〕、摺⁽⁷⁾を摺み〔摺は長さ三尺、上を杼⁽⁷⁾推の頭あり。音は弗〕、忽⁽⁸⁾は長さ三尺、上を杼⁽⁷⁾推の頭あり。

一の名は琫、亦た之を大圭と謂う。琫は猶お帶のごときなり。忽、音は忽、佩を夾はさみ「左右兩つながら佩あり」、璧を奉じて、南面して寒下に立つ「河宗に受けんとすなり。寒下は未だ詳らかならず」。曾祝之を佐たすけ「曾は重なり。『傳』『左傳』襄公十八年」に曰く、「曾臣偃なりへ彪」と、官人牲の全なるもの五……具を陳ならぶ「牛羊の品を牲と曰い、體の完なるを全牲と曰う。或るひと曰く、全は色純なり、と。『傳』『左傳』桓公六年」に曰く、「牲、全にして肥殖」と。天子、河宗に璧を授く。河宗柏天璧を受け、西に向かいて璧を河に沈め「河の位は昆侖あに載り」、再拜稽首す「稽首は、首、地に至るなり」。祝、牛・馬・豕・羊を沈む。河宗……、皇天子に命じて……「皇を加うるは、之を尊上す」、河伯之を號さけぶ「穆王に呼ぶ」。「帝曰く、穆滿よ「名を以て應ずるは謙なり。諡を言うは蓋し後に事を記す者の辭なり」、女當に永く冑事しを致用すべし、と「穆王の當に長く世事を幹理すべきを語るならんか」。南に向かいて再拜す「穆王拜す」。河宗又た之を號さけぶ。「帝曰く、穆滿よ、女に春山の琺たからを示し「『山海經』（西山經）は春字を鍾に作る。音は同じのみ。此の山に珍琺奇怪の多きを言う」、女に昆侖……舍四・平泉七十を詔さだめく「疑うらくは皆な昆侖山上の事物を説かん」。乃

ち昆侖の丘に至り、以て春山の琺を觀よ「皆な河伯の穆王に與えし詞語なり」。語へ女」に晦を賜わらん」と「月終わるを晦と爲す。言うところは、女に賜うに終福を受けしむ、と。天子命を受け、南に向かいて再拜す「河伯の命を受く」。

現代語訳

14 癸丑⁵⁰、天子は燕□の山（のふもと）、黄河の水辺で大いに（臣下を）集めた。そして井利と梁固に命じ、六師を統率させた。天子は（河の祭祀を行うことを）命じた。

15 吉日戊午⁵¹に、天子は盛装して、冕冠・褱衣・帔（膝掛け）・帶を着用し、笏を（腰帶に）挿し、（左右に）佩玉を帯び、璧を奉じて、南面して寒下に立った。曾祝が天子を補佐し、官人は純色で欠損のない犠牲を五……具を並べた。天子は河宗に璧を授けた。河宗柏天が璧を受け取り、西を向いて璧を黄河に沈め、二度拝礼して地に頭をつけた。祝は牛・馬・豚・羊を黄河に沈めた。河宗……、皇天子に命じて……、河伯（が憑依した河宗柏天）は以下の帝の命を大声で伝えた。「帝はおっしゃった、穆滿よ、汝は永く世のことをつ

かさどりおさめよ」と。(穆王は 南を向いて二度拝礼した。河宗はまた以下の帝の命を大声で伝えた。「帝はおっしゃった、穆満よ、汝に春山の宝を示し、汝に昆侖……舎四、平泉七十カ所を教えよう。そして昆侖の丘に着いたら、春山の宝を見よ。汝に永遠の福祐を与えよう」と。天子は(帝の) 命を受け、南を向いて二度拝礼した。

注 釈

(1) 「燕□之山」については、「四」に「河宗柏夭逆天子燕然之山」とあり、洪頤煊は「燕□之山」の□は「然」ではないかと推測する。「燕然之山」については「四」注(3)参照。

「大朝」について、『史記』高祖本紀に「高祖大朝諸侯群臣、置酒未央前殿」とある。これによれば、天子が「大朝」したのは諸侯・群臣である。郭注では「蓋朝會郡官、告將禮河也」とあるように「郡官」となっているが、これについて翟云升・檀萃は「群官」とし、盧文弨も「郡」は「群」であろうとする。これらをふまえれば、穆王の西征に随従する諸官を集めたと解される。一方、顧実『尚書』堯典に「(舜) 東巡守、

至于岱宗、柴、望秩于山川。肆覲東后。……五月南巡守、至于南岳、如岱禮。八月西巡守至于西岳、如初。十有一月朔巡守至于北岳、如西禮」とある、舜が四岳を巡って諸侯を朝覲させた例を挙げ、穆王もこれと同じ事をしたのであらうと指摘しており、これによれば、穆王が西方の諸侯を朝覲させたと解することができる。『穆天子伝』において「大朝」は①「癸丑、天子大朝于燕□之山河水之阿。乃命井利・梁固、聿將六師」(本句 1.262) ②「己未、天子大朝于黄之山。乃披圖視典、周觀天子之瑤器」(1.327) ③「丁未、天子大朝于平衍之中。乃命六師之屬休」(2.528) ④「庚辰、天子大朝于宗周之廟。乃里西土之數」(4.410) の4例見られる。このうち、①③では穆王が「大朝」した後、属下の「井利・梁固」や「六師之屬」に命令を下しており、また「大朝」とそれに付随する天子の行為との繋がりを考慮するならば、「大朝」とは穆王が西征に随従した全ての家臣集団を集めたことを指すと解せよう。

(2) 「梁固」について、郭注に「梁門大夫」とあるが、洪頤煊・顧実・王貽樸らはこの「梁門」の「門」を「固」の誤りとみる。

「梁固」はここに見える以外、他に未見で不詳だが、「梁固」を後文に見える「逢固」(3.36.3, 4.4a.4)「逢公」(5.4b.2, 5.4b.5, 5.4b.6)及び『今本竹書紀年』に「穆王十二年毛公班・井公利・逢公固帥師從王伐犬戎」とある「逢公固」と同一人物とみる見解もある(山崎藍二〇〇七)。しかし、「逢固」については郭璞が「逢固、周大夫」と注しており、王貽樸は郭璞が「梁固」と「逢固」とを別人と解していると指摘する。また「逢公」については、洪頤煊が『左伝』昭公十年に見える、殷の諸侯で齊地に居たとされる「逢公」の後裔と解しており、さらに「逢公固」については、王国維『今本竹書紀年疏證』が前掲『今本竹書紀年』の一文を『穆天子伝』巻四の「乃命井利・梁固聿將六師」とある記述に基づくものと見ている。これらによれば、「梁固」が「逢固」「逢公」「逢公固」と同一人物である可能性は低いのではなからうか。

(3) 「天子命」について、諸注釈書は「天子命吉日戊午」と断句するが、これでは通読しがたい。下文の「天子大服」から「天子受命南向再拜」までの一段は、楊寛が指摘するように河伯(河神)を祭祀する典礼を

記したものと考えられる(楊寛二〇〇六)。これをふまえば、本句の「天子命」とは天子が「河」の祭祀を行うことを命じたものであり、その祭祀が「吉日戊午」に実施されたと解される。そのため、本訳注では「天子命吉日戊午」という句読を採用せず、「天子命」と断句した。

(4) 「吉日戊午」について、郭璞は『詩』小雅吉日の「吉日庚午」を引いている。その毛伝には「外事以剛日」とあり、馬瑞辰『毛詩伝箋通釈』に「漢書』翼奉傳、……是以王者吉午酉也。『詩』曰、吉日庚午。

……又曰師法用辰不用日。今案、日謂十干、辰謂十二支。十干五剛五柔、甲丙戊庚壬五奇爲剛日、乙丁己辛癸五偶爲柔日也。十二支六陰六陽、申子亥卯辰未爲六陰、寅午巳酉戌丑爲六陽也。毛傳言外事用剛日、則以庚爲吉。翼奉言王者吉午酉、又言用辰不用日、則以午爲吉。奉治齊詩、此毛・齊詩師說之不同也」とあるように、毛伝の挙げる「剛日」とは十干のうちの甲・丙・戊・庚・壬を指すと解され、これに対する翼奉の説(齊詩)では十二支のうち王者は午・酉を吉としたことがわかる。これによれば、本句の「戊午」は毛詩の説、すなわち十干で見れば、「戊」が「剛日」で

「外事」を行う場合の吉日であり、また翼奉の説（斉詩）、即ち十二支でみても「午」が吉日となる。『穆天子伝』の「吉日」については本句以外に①「吉日辛酉」（2.1a.11）、②「吉日甲子」（3.1a.4）、③「吉日甲申」（4.4b.11）、④「吉日丁酉」（4.5a.3）、⑤「吉日丁亥」（5.5b.3）、⑥「吉日辛卯」（6.5b.6）と6例あるが、馬瑞辰の挙げる毛伝の説・翼奉の説（斉詩）のどちらを採ってもその基準にあわないものがある。

この「吉日」の意味について、『詩』小雅吉日の孔穎達疏に「毛以爲、王以吉善之日庚午日也」とあり、『儀礼』士冠礼「令月吉日」の鄭注に「令・吉、皆善也」とあるのによれば、「吉善之日」の意と解される。また、『周礼』地官党正「及四時之孟月吉日、則屬民而讀邦灋」の鄭注に「以四孟之月朔日讀法者」とあるように、「吉日」を「朔日」とする解釈もある。しかしながら、『穆天子伝』における暦日はその多くが干支のみを記しただけで、一部に「仲冬」「孟冬」などの月名や、本句のように干支に「吉日」を冠したものは見られるが、王の在位年や月相などを記したものは見られない。したがって、『穆天子伝』における7例の「吉日」が「朔日」と解しうるか否かを検証するこ

とは難しいであろう。

(5) 「冕褱」について、郭璞は「冕冠・褱衣」と注する。「冕」については、『説文』七篇下曰部に「冕、大夫以上冠也。邃延、垂瑩、紃纁。从曰免聲」とあり、また『礼記』礼器に「禮有以文爲貴者。……天子之冕、朱綠藻十有二旒、諸侯九、上大夫七、下大夫五、士三。此以文爲貴也」とあるように、大夫以上の冠を指し、天子の冕冠には朱色と緑色のひもで十二の旒（たまだれ）があつたという。「褱衣」については、『周礼』天官内司服「内司服掌王后之六服、褱衣、揄狄、闕狄、鞠衣、展衣、緣衣、素沙」の注に「鄭司農云、褱衣、畫衣也。……（鄭）玄謂、……王后之服、刻繪爲之形而采畫之、綴於衣以爲文章。褱衣、畫皐者。揄翟、畫搖者。闕翟刻而不畫。此三者皆祭服」とあるように、王后が着用する祭服の一つとされている。そのため郭璞は「蓋王后之上服。今帝服之所未詳」と注したと思われるが、あるいは、祭祀にあたって穆王が女装した可能性も考えられよう。ただし、郭注の「帝」が穆王を指すかどうかは確定できず、また、少なくとも「冕」や「芻」は男性が身につけるものである。さらに、孫詒讓『周礼正義』では「褱衣」を男性の袞と同

様に模様を描いた衣装の意であるとして、『穆天子伝』の郭璞説は「鄭の意を理解していいと退けている。そのため、ここではその可能性を指摘するにとどめておく。

郭注の「褱音暉」の「暉」の字については、四部備要本、及びその底本と考えられる光緒刊平津館叢書本は「暉」に作るが、それ以前の嘉慶刊平津館叢書本ほか、明清の諸版本の多くは「暉」に作る。『方言』巻四「蔽卻、江淮之間謂之褱、或謂之褱」の「褱」に対する郭璞注に「音韋或暉」とあるのによれば「暉」は「暉」の誤りであろう。

(6) 「帔」については、郭璞や洪頤煊が指摘するように「褱」「市」「鞞」と通用する。『説文』五篇下韋部に「褱、鞞也。所以蔽前者、以韋……一命緇褱、再命赤褱」、同七篇下市部に「市、褱也。上古衣蔽前而已。市以象之。天子朱市、諸侯赤市、卿大夫葱衡。从中、象連帶之形」とあるように、「帔(褱・鞞・市)」とは、なめし革で作った膝掛けのことであろう。

(7) 「摺」については、『儀礼』士喪礼「摺笏」の鄭注に「摺、插也。插衣帶之右旁」とあるように、衣服の帯の右側に挿すことと考えられる。

「𠂔」について、郭璞は「長三尺、杼上推頭。一名珽、亦謂之大圭」と注しており、『礼記』玉藻「天子摺珽。方正於天下也」の鄭注に「此亦笏也。謂之珽、珽之言珽然無所屈也。或謂之大圭。長三尺、杼上終葵首。終葵首者、於杼上又廣其首、方如椎頭」とある。これをふまえれば、「𠂔」とは長さ三尺で上部を殺いで、さらにその頭部を広くして方形とし、槌の形に作ったものであったと考えられよう。

(8) 「夾佩」について、郭璞は「左右佩用」と注し、陳逢衡・鄭傑文はともに「佩」を佩玉と解する。佩玉については、『礼記』玉藻に「古之君子必佩玉。右微・角、左宮・羽……凡帶必有佩玉」とあり、これらをふまえれば、「夾佩」とは佩玉を帯の左右に下げたことを指すと考えられる。

(9) 「寒下」について、檀萃は地名とするが、陳逢衡は屋根が無く風雪を防がないことを示しているとし、地名ではないとする。また、顧実は『左伝』昭公四年「以享司寒」の杜注「司寒、玄冥水神也」を引いて、「寒者河宗之神」とし、神が上位に在り、天子は命を受けるために河神の前に立ったので、「寒下」といったと述べ、王貽樸は「寒」に北の意味があることから

黄河の北に立つたことを指す可能性を示唆する。少なくとも「寒下」は「河」の祭祀において、穆王が南面して立つた地点であると考えられる。したがって、特定はしたいが、地名、祭祀が行われた場所、祭祀の場における特定の位置のいずれかを指しているものと思われる。

(10) 「曾祝」について、郭璞は「曾、重也。『傳』曰、曾臣偃」と注している。郭注に見える「曾臣偃」については、陳逢衡や顧実が、『左伝』襄公十八年の「曾臣彪將率諸侯以討焉、其官臣偃實先後之」にある「曾臣彪」の誤りと指摘している。郭注の「曾、重也」については、解釈が難しいが、郭璞が引用したと思われる『左伝』の杜注に「曾臣猶末臣也」とあることからすれば、「曾祝」を身分の低い「祝」と解していた可能性がある。一方、劉師培は『淮南子』覽冥訓「還至其曾逝萬仞之上」の高注に「曾猶高也」とあることから、「曾祝」を職位崇高の職、すなわち「太祝」と解する。『穆天子伝』における「曾祝」を見ると、本句で「河」を祭祀する際に天子を補佐したほかに、卷六の盛姫の葬儀では、筵席を敷き、供物をもって祭り、饋を捧げもって哭し、喪を先導することなどに与って

いる。また『周礼』春官大祝には「大會同造于廟宜于社。過大山川則用事焉。反行、舍奠」、「大喪始崩以肆鬯湖尸。相飯贊斂徹奠」とあり、「大祝」が山川の祭祀や葬儀を掌っていることが見え、『穆天子伝』の「曾祝」と『周礼』に見える「大祝」の職掌とは類似している。これをふまえれば、「曾祝」とは劉師培が指摘する「太祝」のような身分の高い祝官であつたと考えられる。

一方、本段の下文に見える「祝沉牛・馬・豕・羊」の「祝」について、鄭傑文は「曾祝」を指すとするが、牛・馬・豕・羊を沈めるという行為を一人の祝官が行つたとは考えがたく、複数の祝官によって行われたと推測される。前述の如く、「曾祝」を身分の高い祝官と解するならば、ここでの「祝」とは「曾祝」に下屬する祝官であつたと考えられよう。

(11) 「官人」について、『荀子』榮辱に「三代雖亡、治法猶存、是官人百吏之所以取祿職也」とあり、これによれば官吏の汎称と解される。一方、陳逢衡は「官人」とは『儀礼』(聘礼・士喪礼)の「管人」のことであるとし、王貽樑は『儀礼』聘礼「管人布幕于寢門外」の鄭注に「管猶館也。館人謂掌次舍帷幕者也」と

あることから、「官人」とは「館人」、すなわち館舎を掌る者とする。『穆天子伝』において、「官人」は、①「官人陳牲全五□具」(1.3b.9)、②「百姓珥富、官人執事」(1.4b.11)、③「官人進白鵠之血以飲天子、以洗天子之足」(4.4a.7)、④「官人之□是丘□其皮、是曰□皮□其脯、是曰□脯」(6.1a.10)、⑤「官人膳鹿獻之天子美之曰甘」(6.1a.12)、⑥「官人□尸職」(6.2a.4)と6例見られる。このうち、⑥は欠字があるため不詳であり、②は『荀子』に見える「官人」と同様に官吏の汎称と解されるが、他の4例(①③④⑤)はいずれも動物や犠牲に関わっている。こうした動物や犠牲に関わる「官人」の事例は他に未見で不詳だが、「官」については、西周金文の《競卣》(集成5325 西周中期)に「隹伯辟父、以成師即東命、戍南夷。正月既生霸辛丑、在卣。伯辟父皇競、格于官。……」とある。白川静はこの「官」の字を屋中に「𠂔」(脈肉の象)をおく形と解した上で、出師にあたって軍礼を行い、その胙を奉じて出行し、軍の駐まるところにその胙を安置して聖処としたのが「官」であり、社主・廟主のあるところと同じく、軍主を奉じてある神聖な場所、冊命賜賞などの儀礼もそこで行われたと指摘す

る(白川静二〇〇四b)。これをふまえれば、上述の①③④⑤の用例に見える「官人」とは、祭肉を安置する、神聖な場所である「官」を管理する職を指すと解されるかもしれない。

「牲全」について、郭璞が引く『左伝』桓公六年では「吾牲牷肥腍」とあるように「牲牷」に作り、その杜注に「牷、純色完全也」とある。これに従えば純色で欠損のない犠牲と解される。

(12) 「河宗」「河宗柏夭」については「三」注(2)参照。楊寛は「奉璧……天子授河宗璧。河宗柏夭受璧、西向沉璧于河、再拜稽首」の一段を、天子自ら璧を奉じて祭祀を主催し、その璧を河宗柏夭に授け、河宗柏夭が西を向いて璧を河に沈めたと解し、「天子授河宗璧」の「河宗」を河宗柏夭とみなしている(楊寛二〇〇六)。しかし、ここでは「天子授河宗璧。河宗柏夭受璧」とあるように、「河宗」と「河宗柏夭」とが書き分けられ、両者は区別されている。だとすれば、まず天子が「河」の祭祀を掌る集団全体に璧を授け、その璧を集団の代表者である「河宗柏夭」が受け取り、「河」に沈めたと解することができよう。

また「西向沉璧于河」とあるように、河宗柏夭が西

を向いて壁を沈めており、これについて、郭璞は「河位載昆侖」と注している。郭注の解釈については諸説あるが、王貽樑は「載」が「在」に通じることから、「河位」が昆侖にあつたという意味に解している。この郭注に対する王貽樑の解釈をふまえれば、「西向沉璧于河」というのは、「河位」があつたとされる昆侖のある西を向いて黄河に壁を沈めたということになる。このことは、『山海経』西山経の「西南四百里、曰崑崙之丘、是實惟帝之下都……河水出焉」、『淮南子』墜形訓の「河水出昆侖東北阪」とあるように、昆侖が黄河の源流とされる觀念に関係があるのかもしれない。

(13) 「河宗□命于皇天子」については欠文があり判然としないが、本段の最後に見える「天子受命」に対応するならば、ここでの「命」とは、「帝曰」以下の「帝」の言葉を指す可能性が考えられる。

「皇天子」については、穆王を指すとする郭璞・王貽樑の説と、天帝・上帝を指すとする丁謙・大野圭介の説の二つの解釈がある（大野圭介二〇〇五）。ただし、「皇天子」については、王貽樑も引く西周金文の《善鼎》（集成 2820 西周中期）に、王の冊命の賜与を

受けた後のこととして、「善敢拜稽首、對揚皇天子丕杯休、用作宗室寶尊」とあり、この「皇天子」は明らかに周王に対する尊称と解される。「皇」の意味については、『説文』一篇上王部に「皇、大也」とあり、また金文の「皇」字が燈に火をともした形に象ることから、これを「煌」の本字、輝煌の意とする説がある（王文耀一九九八）。これらをふまえれば、「皇天子」とは皇（おお）いなる天子、もしくは皇（あきら）かなる天子の意となろう。本句は欠字があるため確定しがたいが、『善鼎』の用例に従えば、本句の「皇天子」は穆王を指していると思われる。

(14) 「河伯號之」の「號」について、丁謙は大声で誦んだと解しており、古代においては巫祝がこのように天の語を伝えていたとし、王貽樑もまた「號」は大声で命を伝えたと解している。「之」について、楊寛は「河宗□命于皇天子、河伯號之、帝曰、……河宗又號之、帝曰、……」の一段を、河宗柏夭が河伯の神に通じ、同時に河伯の神は天帝に通じ、そこで河宗柏夭は河伯を代表して大声で天帝の命令を伝達したものと解する（楊寛二〇〇六）。西周金文を見ると、『頌壺』（集成 9731-9732 西周後期）に「隹王三年五月既死覇

甲戌、王在周康昭宮。旦、王格大室、即位。宰引右頌入門、立中廷。尹氏授王令書、王呼史敫生、冊令頌。王曰、頌、令汝官嗣成周貯甘家、監嗣新造貯、用宮御……頌拜稽首、受令冊、佩以出、反入瑱章……」とあり、これは「尹氏」が王に冊命の「命書」を与えた後、王に呼ばれた「史敫生」がこの「命書」、すなわち「王曰」以下の部分を読みあげたものと解される（白川靜二〇〇四c）。これを参考にすれば、「河伯號之」と「河宗又號之」の「之」は「帝曰」以下の「帝」の命の内容を指すと思われる。

「河伯」について、楊寛や鄭傑文は河伯の憑依した河宗柏天を指すと解し、下文の「河宗」についても同様に河宗柏天を指すとしている（楊寛二〇〇六）。これをふまえれば、どちらも河宗柏天が「河伯」に代わって「帝」の命を伝達したと解することができよう。ただし、本句では「河伯號之」とあり、下文に「河宗又號之」とあって、「河伯」と「河宗」とは書き分けられており、両者を区別している可能性がある。

(15) 「帝」について、本段注(14)に挙げたように楊寛は天帝のことを指すとし（楊寛二〇〇六）、王貽樸も「帝」は天帝を指すとする。一方、鄭傑文は河宗氏の

祖先である河伯を指すとし、下文は柏天が河神の命辭を伝えたものとしている。また、顧実は「河伯號之帝曰」を一つの句と見なして「帝」は穆王を指すとする（河伯、之を帝と號びて曰く」と読むか）。このように、「帝」の解釈としては天帝、河伯、穆王の三つの説があるが、卷三に西王母の言葉として、「我惟帝女」(3.1b8)とあり、郭璞が「帝、天帝也」と注していることからすれば、天帝を指している可能性が高いと思われる。

(16) 「穆滿」について、『史記』周本紀に「立昭王子滿、是爲穆王」とあることから、「滿」は穆王の名、「穆」は王号と解される。この「穆」について、郭璞は「言謚蓋後記事者之辭」と注するが、顧実は、『呂氏春秋』慎大覽下賢に「周公旦抱少主而成之、故曰成王」、「史記」魯周公世家に「周公戒伯禽曰、我文王之子、武王之弟、成王之叔父……」とある記述を取り上げ、これを成王が生前に「成」を王号としていた事例と解した上で、「穆滿」の「穆」を王号の生称とする。西周時代の王号について、王国維は《通鑑》（集成4207西周中期）に「穆王在彛京。呼漁于大池」とある「穆王」、《猷侯鼎》（集成2626・2627西周前期）に「唯成

王大率在宗周」とある「成王」をとともに生称、「穆」
「成」を王の美称と解し、諡法が起こったのは恭王・
懿王以後ではないかと指摘する（「適敦跋」『觀堂集
林』卷十八所収）。郭沫若是王国維の説を受け、『十五
年趙曹鼎』（集成 2784 西周中期）の「龔（共・恭）
王」、「匡卣」（集成 5423 西周中期）の「𣎵（懿）王」、
《叔夷鐘》（集成 272・278 春秋後期）の「靈公」（齊靈
公）などを生称とし、諡法が起こったのは春秋中葉以
後と指摘する（「諡法之起源」『金文叢考』所収）。ま
た白川静・馬承源・武者章らも西周時代の周王の王号
は生称で、王の死後に諡号（廟号）としても用いられ
たと解する（白川静二〇〇四 a・馬承源等二〇〇三・
武者章二〇〇六）。これらに對して彭裕商は、西周金
文において、周の先王には王号が用いられ、時王は單
に「王」と称される例が少なくないこと、『尚書』金
縢・洛誥・君奭・立政諸篇では先王を「文王」「武王」、
時王たる成王が單に「王」と称されていること、及び
顧命では「成王」を「新陟王」（新たに天にのぼられ
た王）と称しており、成王崩御直後にはまだ「成王」
という王号はなかったと考えられることから、西周時
代の周王の王号はみな諡号であつたと指摘する。また

従来、生称の可能性が指摘されている銘文を持つ西周
青銅器については、いずれも王の死後に王号が定めら
れてから間もなく製作されたものと解している（彭裕
商二〇〇三）。李伯謙も《史牆盤》（集成 10175 西周中
期）において歴代の周王が文王から穆王まで追述され、
時王は恭王とは称されずにただ「天子」と称され、
《逯盤》（『文物』二〇〇三年第六期、三十二―三十三
頁、図三七・四十一）においても歴代の周王が文王
から刺（厲）王まで追述され、時王は宣王とは称され
ずにただ「天子」と称されていることから、西周時代
の王号はみな諡号であり、生称ではないと指摘する
（馬承源等二〇〇三）。このように、西周時代の王号が
生称・諡号のいずれであるかは、なお確定し難いが、
もし生称であるならば、本句の「穆滿」の「穆」は王
の美称と解され、諡号であるならば、郭璞が指摘する
ように「穆」字は後代に加えられたもの、ないしは
『穆天子伝』が穆王の死後、諡号が定められて以降に
成書されたものと解されよう。

(17) 「𣎵」については、『説文』七篇上日部に「時」の
古文とあり、また《中山王𣎵方壺》（集成 9735 戰国前
期）に見える他、郭店楚簡「窮達以時」篇や同「唐虞

之道」篇など戦国楚簡にも散見する。「冑事」について、郭璞は「世事」とし、社会一般に起こるすべてのことと解している。また顧実も郭注に従っており、ここでは郭注の意を汲むこととする。

(18) 「珣」については『玉篇』卷一玉部に「聲類」云古文寶字とあるように、「寶」の古文とされ、戦国時代の出土文字資料においても、上海博物館蔵戦国楚竹書（以下、上博楚簡とする）「昭王與龔之驂」篇に見ることができ（上海博物館二〇〇四）。

「春山」については、これを現在の崑崙山脈、祁連山脈、パミール山脈などに比定する説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

(19) 「詔」については、『呂氏春秋』審分覽審分「問而不詔」の高注に「詔、教也」とあるように、教えるという意味と考えられる。

「昆侖」[舍四・平泉七十]について、郭璞は「疑皆説昆侖山上事物」と注しており、昆侖山上にある事物について述べたものと推測するが、鄭傑文は昆侖までの食事・宿泊をする場所を示したものではないかとする。また、顧実は「平泉七十」を大野の泉のことを指すとし、『穆天子伝』卷二の「春山之澤、清水出泉」

(20.12) はその一つではないかと推測する。欠文があり判然としないが、下文に「乃至于昆侖之丘」と続くことから、鄭傑文の指摘するように、昆侖までの道中にある食事・宿泊をする場所について述べたと解すべきか。

(20) 「賜語晦」について、顧実は、邵闡生校『穆天子伝』（『叢古介書』前集（一六二七年序）所収。以下、邵本）が、「賜語晦」の「語」を「女」に作ることに、また郭璞が本句を「賜女受終福」と解していることから、「語」を「女」の誤りとする。また、鄭傑文・王貽樸も顧実の説を是とし、「語」を「女」の誤りとしている。「賜語晦」のままでは意味がとれないので、ここでは顧実に従い、「語」を「女」の錯字とした。

また郭注の「受終福」について、『漢書』溝洫志「終古烏鹵兮生稻粱」の顔師古注に「蘇林曰、終古、猶言久古也」とあるように、「終」が「久」に通じるとすれば、ここでの「終福」とは永久の、終わりのない福祐といった意に解すことができよう。このような天子が帝から命を授かり、福を賜った例に類似した記述として、『史記』集解（集成10175西周中期）に「上帝嗣柔輔、保授天子綰令、厚福豐年……」（上帝は嗣ぎ

て柔輔し、天子の綰命を保ち授け、福を厚く、年を豊かにして……)「上帝は引き続き穩やかに天子を輔助し、天子の美命を保ち授け、幸福を厚く、收穫を豊かにして下さって……」(松丸道雄一九九〇)とあり、上帝が天子(共王)を援助して「綰命(命)」を授け、これによつて「厚福」「豊年」がもたらされたという記述が見られる。これをふまえれば、「賜語へ女」晦」とは、天帝の命を受けた後に、天帝が天子に「晦」、すなわち郭注に従えば「終福」を賜つたものと解すことができよう。これによつて天子は「昆侖之丘」へ往來する行程における安全無事を天帝から保証されたものと理解できるのではなからうか。

(吉田章人)

〔六〕

原文

16 己未、天子大朝于黄之山⁽¹⁾〔將禮河而去〕、乃披圖視典、周觀天子之珤⁽²⁾・器〔省河所出禮圖〕。曰天子之珤〔曰、河圖辭也〕、玉果〔石似美玉、所謂如果者也〕・璿珠〔璿、玉類也。音旋〕・燭銀〔銀有精光如燭〕・黄金之膏⁽³⁾〔金膏、亦猶玉膏。皆其精洵也〕。天子之珤萬金・□珤百金・士

訓読

之珤五十金・鹿人之珤十金⁽⁴⁾〔自萬金以下、宜次言諸侯之珤千金・大夫之珤百金。此書殘缺、集録者不續、以見闕文耳〕。天子之弓射人步劍、牛馬犀⁽⁵⁾□器千金〔步劍、疑步光之劍也。犀、似水牛庫脚、脚有三蹄黑色〕。天子之馬走千里、勝人猛獸〔言其勢傑駭也〕。天子之狗走百里、執虎豹〔言筋力壯猛也〕。柏夭曰、征鳥使翼、曰⁽⁶⁾□烏鳶〔音縁。鵂也〕・鸛雞飛八百里〔即鸛雞、鴻鵠屬也〕。名獸使足⁽⁷⁾□走千里。狡狴⁽⁸⁾□野馬走五百里〔狡狴、師子。亦食虎豹。野馬、亦如馬小。狡、音俊。狴、音倪〕。邛邛・距虚走百里〔亦馬屬。『尸子』曰、距虚不擇地而走。『山海經』云、邛邛。距虚、竝言之耳〕。麋⁽⁹⁾□二十里〔自麋以下似次第獸能走里數遠近〕。曰柏夭既致河典〔典、禮也。自此以上事物、皆河圖數載、河伯以爲禮、禮穆王也〕、乃乘渠黃之乘爲天子先〔先驅導路也〕、以極西土〔極、竟〕。

16 己未、天子、黄之山に大朝し〔將に河に禮して去らんとす〕、乃ち圖を披き典を視し、天子の珤⁽²⁾・器を周觀せしむ〔河の出す所の禮圖を省る〕。曰く「天子の珤は〔曰は河圖の辭なり〕、玉果〔石の美玉に似て、所謂果の如き者なり〕・璿珠〔璿は玉の類なり。音は旋〕・燭銀〔銀に

精光有ること燭の如し・黄金の膏〔金膏は亦た猶お玉膏のごとし。皆な其の精洵なり〕。天子の珣は萬金……の珣は百金・士の珣は五十金・鹿へ庶ゝ人の珣は十金〔萬金自り以下、宜しく次をもつてせば、諸侯の珣は千金、大夫の珣は百金と言ふべし。此の書殘缺あり、集録せし者續がざれば、以て闕文を見るのみ〕。天子の弓は人の歩劍を射、牛馬犀……器千金〔歩劍は疑うらくは歩光の劍ならん。犀は水牛に似て犀脚あり、脚に三蹄有りて黑色〕。天子の馬は千里を走り、人の猛獸に勝る〔矢勢の傑駭なるを言うなり〕。天子の狗は百里を走り、虎豹を執う」と〔筋力の壯猛なるを言うなり〕。柏天曰く、「征鳥は翼を使い、曰……鳥鳶〔音は縁。鵠なり〕・鸛〔音は鸛。鸛は八百里を飛ぶ〔即ち鸛雞、鸛鵠の屬なり〕。名獸は足を使い……千里を走る。狡猊……野馬は五百里を走る〔狡猊は師子なり。亦た虎豹を食う。野馬は亦た馬の如くして小さし。狡、音は俊。猊、音は倪〕。邛邛・距虚は百里を走り〔亦た馬の屬なり。『尸子』に曰く、距虚は地を擇ばずして走ると。『山海經』〔海外北經〕に云う、邛邛なり。距虚は竝べて之を言うのみ〕、麋……は二十里」と〔麋自り以下、似も獸の能く走るところの里數の遠近に次第せんか〕。曰く「柏天既に河典を致し〔典は禮なり。此れ自り以上の

事物、皆な河圖の載する數〔所〕にして、河伯以て禮を爲し、穆王を禮するなり」、乃ち渠黃の乘に乗り、天子の先と爲り〔先驅して路を導くなり〕、以て西土を極めん」と〔極は竟なり〕。

現代語訳

16 己未⁵⁶、天子は（出立に際して）黃之山で大いに臣下を集め、河の地図を開き河典を見せ、（春山にあるという）天子の宝と器をあまねく見せた。そこには、「天子の宝は、玉果・璿珠・燭銀・黄金の膏。天子の宝は萬金、……の宝は百金、士の宝は五十金、庶人の宝は十金。天子の弓は人の歩劍を射、牛馬犀……器は千金。天子の馬は千里を走り、人の猛獸にも勝る。天子の狗は百里を走り、虎豹をも捕らえる」とあった。柏天は（春山に住まう鳥や獸について、「猛禽は翼を使い……曰……鳥鳶・鸛雞は八百里を飛ぶ。名獸は足を使い……は千里を走る。狡猊……野馬は五百里を走る。邛邛・距虚は百里を走る。麋は二十里を……（走る）」と述べた。「私、柏天は（いま）河典を穆王に捧げましたので、渠黃の車に乗り、天子の先駆けとなって、西土の果てまでも案内いたします」と言った。

注 釈

(1) 「黄之山」の所在については、青海省星宿海付近や、河套（内蒙古自治区鄂爾多斯市付近）とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

郭璞は「天子大朝于黄之山」について、穆王が立出に際して河に對して儀札を行ったと解している。『穆天子伝』における「天子大朝…乃…」の用例からすると、この儀札は穆王によって主催されたもので、その内容は「乃披圖視典」から「曰柏天既致河典」までと考えられる（〔五〕注〔一〕参照）。

(2) 「乃披圖視典」について、郭璞は「省河所出禮圖」とし、この「圖」「典」をいわゆる「河図」のようなものと見ているようであるが、陳逢衡は「此所謂圖、乃河宗柏夭世守之圖籍、如穆世地圖之類、非穆王時又出河圖也」とし、当時の河の地図と解しているようである。また丁謙は「典」を「圖」に對する説明文とする。これらの注釈や、前段「〔五〕において、穆王が帝より「示女春山之瑤」「詔女昆侖」舍平泉七十」と言われ、後文「曰天子之瑤」の郭注に「曰、河圖辭也」とあることなどをふまえると、この「圖」「典」には昆侖までの道程やその途上の春山にある天子の

宝・器、またそこに棲む鳥獸などが記されていたと推測される。あるいは「典」については、「堯典」「舜典」などのように、帝王による、帝位繼承、諸方への任務分掌、巡行・放伐などについての命令を記したものと考えられ、ここでの「典」も前日の河の祭祀における帝の命を文書化したものかもしれない。

(3) 「燭銀・黄金之膏」について、郭璞の「注『山海經』叙」に「案汲郡竹書及穆天子傳……穆王西征……乃取其嘉木・豔草・奇鳥・怪獸・玉石・玫瑰之器・金膏・燭銀之寶、歸而殖養之於中國」とあり、郭璞はこれら天子の宝・器が西方にあり、穆王が中原に持ち帰ったものと見ている。

(4) 洪頤煊は孫同元の説を引き、「鹿人」を「庶人」の誤りとする。「鹿人」は伝世文献に見えず、ここでは孫同元に従い「庶人」の誤りと見ておく。郭璞は欠字の部分に「諸侯」「大夫」に関する文が入っていたと推測しており、『国語』楚語下に「天子舉以大牢、祀以會。諸侯舉以特牛、祀以太牢。卿舉以少牢、祀以特牛。大夫舉以特牲、祀以少牢。士食魚炙、祀以特牲。庶人食菜、祀以魚」とあるように、「天子」「諸侯」「卿」「大夫」「士」「庶人」の別が見えることから、

「鹿人」は「庶人」の誤りであった可能性がある。

- (5) 「天子之弓射人歩劍」の句読には諸説あるが、前後の句形（天子之珣、天子之馬、天子之狗）を見る限り、本句は「天子之弓」が凡庸の弓とは異なり、いかに優れているかを説明する文章であると思われる。すると、後文に「天子之馬走千里、勝人猛獸」とある箇所との対応から、「歩劍」を郭注の言う「歩光之劍」と見て、「天子の弓は人の歩光の劍（名劍）をも射抜く」と解せよう。郭注の「歩光之劍」とは『史記』仲尼弟子列伝に、越の大夫種の呉王夫差に対する「因越賤臣種奉先人藏器、甲二十領、鈇、屈盧之矛、歩光之劍、以賀軍吏」という申し出の中に見え、「屈盧之矛」が同書商君列伝に「持矛而操閭戟者」とある集解に「徐廣曰、……屈盧之勁矛、干將之雄戟」とあり、索隱に「按、屈盧・干將、竝古良匠造矛戟者名」とあることから、名劍の名と推測される。

- (6) 「征鳥」は、『礼記』月令に「季冬之月、征鳥厲疾」とあり、孔穎達疏に「征鳥、謂鷹隼之屬也。時殺氣盛極、故鷹隼之屬取鳥捷疾嚴猛也」とあるように、タカ・ハヤブサなどの猛禽のことであろう。

- (7) 柏天の述べる「征鳥」「名獸」は、卷二に「曰春

山百獸之所聚也。飛鳥之所棲也」(26b)とあることから、昆侖への途上にある春山の鳥獸について説明したものと考えられる。

郭注の「自麋以下」について、「下」を「上」とするテキストもあるが、「下」「上」いずれにしても意味は通るので、ここではひとまず「下」のままとする。なお、「下」の場合は「麋以下（の脱字部分）」には、獸が走る距離の長短によって並んでいたのであろう」と訳すことができ、「上」の場合は「麋以上のものは獸が走る距離の長短によって並べたのであろう」という意になろう。

- (8) 郭注の「皆河圖數載」について、『水経注』卷一河水に「穆天子傳曰、玉果・璇珠・燭銀・金膏等物、皆河圖所載。河伯以禮穆王視圖」とあり、翟云升は「數」を「所」の誤りとする。本文のままでは文意が通らないため、ここでは翟云升に従い「所」の誤りと見ておく。

「曰柏天既致河典」について、郭璞は「典、禮也。……河伯以爲禮、禮穆王也」とし、本段で河伯が穆王に対して「河圖」に記された宝器を見せるという「禮」が行われたとする。しかし、本段の儀礼の主体

が穆王であると思われる以上（本段注〔1〕参照）、河伯が穆王に対して何らかの礼を行ったとは考え難い。むしろ、ここでの「河典」は「披圖視典」の「圖」「典」と同じもので、それを柏夭が穆王に捧げたと見たほうが自然であろう。

〔9〕「渠黄」は「七」で「天子之駿」の一頭とされ、『列子』周穆王篇でも柏夭の御する馬車に繋がれている。なお、『太平御覽』卷八九六の引く『穆天子伝』「柏夭既致河典、乃乘黄之乘、爲天子先」の注に「所乘馬盡黄色。爲先驅也」とあり、ここから考えると「渠黄」は全身が黄色の馬ということになる。

（川村 潮）

〔七〕

原文

17 乙丑、天子西濟于河□、爰有温谷樂都⁽¹⁾（温谷、言冬暖也。燕有寒谷、不生五穀）。河宗氏之所遊居（柏夭之別州邑）。

18 丙寅、天子屬官效器⁽³⁾（會官司、閱所得珎物）、乃命正公郊父⁽⁴⁾（正公、謂三上公。天子所取正者。郊父爲之）、受敕憲（憲、敕令也。『管子』曰、皆受憲）、用申八駿之乘（八駿名在下）。以飲于枝棼之中（水歧成棼。棼、小渚也）。

音止）、積石之南河⁽⁶⁾（積石山名、今在金城河關縣。南河出北山、東南流）。天子之駿（駿者馬之美稱）、赤驥（世所謂騏驎）・盜驪（爲馬細頸。驪、黑色也）・白義・踰輪・山子・渠黄・華騶（色如華而赤。今、名馬騶赤者、爲棗騶。騶、赤馬也）・綠耳⁽⁷⁾（『紀年』曰、北唐之君來見、以一驪馬。是生綠耳。魏時、鮮卑獻千里馬。白色而兩耳黃、名曰黃耳。即此類也。八駿、皆因其毛色以爲名號耳。案『史記』造父爲穆王得盜驪・華騶・綠耳之馬、御以西巡遊、見西王母、樂而忘歸。皆與此同、若合符契）。狗、重工・徹山・藿猱・□黄・南□・來白⁽⁸⁾（皆駿狗之名。亦猶宋鵲之類）。天子之御・造父・參百（下云參百爲御者）・耿脩・芍及⁽⁹⁾（造父善御。穆王封之於趙城。餘未聞也）、曰天子是與出□入藪、田獵釣弋（弋、繳射也）。天子曰、於乎、予一人不盈于德（盈、猶充也）、而辨於樂⁽¹⁰⁾（辨作游樂之事）。後世亦追數吾過乎（穆王遊放、過度、行輒忘歸。故作此言、以自警也）。七萃之士□天子曰、後世所望、無失天常⁽¹²⁾（奉天時也）、農工既得⁽¹³⁾（歲豐登也）、男女衣食（無飢寒也）、百姓珎富⁽¹⁴⁾（富者安也）、官人執事⁽¹⁵⁾（各視職事）。故天有旨（四時）、民□氏響□（音國）、何謀於樂⁽¹⁶⁾（言不規樂而樂自及）。何意之忘（常慎德也）。與民共利⁽¹⁷⁾、世以爲常也⁽¹⁸⁾。天子嘉之（善有其辭）、賜以左佩玉華（玉

華之佩、佩之精也」、乃再拜頓首。

訓 読

17 乙丑、天子西のかた濟于河□、爰に温谷樂都有り

〔温谷は冬暖かきを言うなり。燕に寒谷有り、五穀を生ぜず〕。河宗氏の遊居する所なり〔柏夭の別の州邑なり〕。

18 丙寅、天子官を屬めて器を效べ〔官司を會め、得る所の瑋物を閲す〕、乃ち正公郊父に命じ〔正公は三上公を謂

う。天子の正を取る所の者なり。郊父之を爲す〕、敕憲を受け〔憲は教令なり。『管子』〔立政篇〕に曰く、「皆な憲を受く」と〕、用て八駿の乗を申さしむ〔八駿の名は下に

在り〕。以て枝詩の中〔水歧れて詩と成る。詩は小渚なり。

音は止〕、積石の南河に飲ましむ〔積石は山名、今の金城河關縣に在り。南河は北山より出でて東南流す〕。天子の

駿は〔駿は馬の美稱なり〕、赤驥〔世の所謂驥驥なり〕・盜驪

〔馬の細頸たり。驪は黑色なり〕・白義・踰輪・山子・渠

黄・華駟〔色は華の如くして赤し。今、名馬の驪にして赤

なる者を褭駟と爲す。驪は赤馬なり〕・綠耳なり〔紀年』

に曰く、「北唐の君來りて見ゆるに、一驪馬を以てす。是れ

綠耳を生ず」と。魏の時、鮮卑、千里馬を獻ず。白色にし

て兩耳黄、名づけて黄耳と曰う。即ち此の類なり。八駿は

皆な其の毛色に因りて以て名號と爲すのみ。案ずるに、『史記』〔秦本紀〕に造父、穆王が爲に盜驪、華駟、綠耳の馬を得、御して以て西のかた巡遊し、西王母に見え、樂しみて歸るを忘る、と。皆な此と同じ、符契を合するが若し。狗は、重工・徹山・翟猱・□黄・南□・來白なり〔皆な駿狗の名。亦た猶お宋鵲の類のごとし〕。天子の御は、造父・參百〔下に云う參百は御たる者なり〕・耿脩・芍及なり〔造父は善く御す。穆王之を趙城に封ず。餘は未だ聞かざるなり〕。曰に天子是れ與に出で……藪に入り、田獵釣弋す〔弋は繳もて射るなり〕。天子曰く、「於乎、予一人德に盈たずして〔盈は猶お充のごときなり〕、樂に辨つ〔辨ちて遊樂の事を作すなり〕。後世亦た吾が過ぎたるを追ひ數めんか〔穆王の遊放、度を過ぎ、行きて輒ち歸るを忘る。故に此の言を作し、以て自警するなり〕」と。七萃の士……天子に曰く、「後世の望む所は、天常を失う無く〔天の時を奉ずるなり〕、農工既に得て〔歳ごとに豊り登るなり〕、男女衣食あり〔飢寒する無きなり〕、百姓は瑋富み〔富は安んずるなり〕、官人執事す〔各々職事を視る〕。故に天に皆有り〔四時〕、民□氏響□〔音は國〕、何ぞ樂に於いて謀らん〔樂を規らずして樂自ずから及ぶを言う〕、何ぞ之れを忘れたりと意わん

〔常に徳を慎むなり〕。民と利を共にせば、世は以て常と爲すなり」と。天子之を嘉し〔其の辭有るを善しとす〕、賜うに左佩の玉華を以てす〔玉華の佩は佩の精なり〕。乃ち再拜頓首す。

現代語訳

17 乙丑②、天子は西に向かつて済于河□、ここに温谷楽都がある。(この地は) 河宗氏が(冬に季節的に) 移り住む所である。

18 丙寅③、天子は諸官を集めて器物をしらべさせ、さらに正公郊父に命じ、命令を受けさせ、それにより八駿の馬車(の編成)を申しつけさせた。そして、(河水が) 枝分かれた小さな中洲のなか、積石の(ふもと)の 南河で(馬に水を) 飲ませた。天子の駿とは、赤驥・盜驪・白義・踰輪・山子・渠黄・華騶・緑耳である。(天子の) 狗は、重工・徹山・羆狻・□黄・南□・来白である。天子の御は、造父・参百・耿脩・芍及である。ここで天子は(これらと) ともに出て……藪に入り、(獸を逐い捕らえる) 田獵や釣り、弋(いぐるみで鳥や魚を射る狩り)を行った。天子は「ああ、わたし一人だけ徳が足りず、楽しみに力を注いでしま

った。後世(の人々)はわたしが遊びすぎたのではないかと想像して責めるであらうか」と言った。七萃の士……天子に「後世(の人々)が遠望するのは、(天子が) 天の時節の運行を見誤ることがなかったか(つしんで天の時節に従っていたか) ということですか。(そうすると) 農工は恵みを享受し(それによって農民は豊かな収穫をあげ、工人はものを完成させることができる)、(またそれによって) 男女は衣食が足り、人々は財産が豊かになり、官人も(それぞれの) 職責を果たす(ことができる) のです。したがって天に四時があり、民□氏響□(であれば)、どうして(後世の人々が王が) 楽しんだかどうかについて詮索することがありましようか。どうして(王が) これ(天の時節に従うこと) を忘れたと思うでしょうか。民と利を(王が独占することなく) 共にすれば、世はそれを(天の時節の運行が) 正常であるとみなすのです」と申し上げた。天子はこの言葉を善しとして、(これに) 左に佩びていた玉華を賜った。そして(七萃の士は) 二度拝して頭で地を叩くように礼をした。

注 釈

(1) 「温谷樂都」の所在について、甘肅省甘谷県付近、甘肅省張掖市から武威市付近、青海省東海地区楽都県、同省西寧市、寧夏回族自治区銀川市、河套西端（内蒙古自治区鄂爾多斯市付近）などとする諸説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

(2) 「河宗氏之所遊居」について、郭璞は「柏天之別州邑」としている。また、前文の「温谷樂都」について、郭璞が「温谷、言冬暖也」と注していることから、鄭傑文は冬季の牧場と推測している。これらをふまえれば、「河宗氏之所遊居」とは、河宗氏が「都居」(12a9)する本拠地とは別の邑に、冬季に移動して居住する所を指すと考えられる。

(3) 「效器」について、郭璞は「閱所得瑯物」と注している。本文では「器」とだけ記され、「六」において「瑯」と「器」とが区別されていることからすれば、鄭傑文が指摘するように、以降の西征に使用するための器物と見るのが妥当であろう。

(4) 「正公」について、『穆天子伝』においては「己酉、天子大饗正公・諸侯・王吏・七萃之士于平衍之中」(25a9)とあり、また「□天子大饗正公・諸侯・王

勤・七萃之士于羽琕之上」(32a10)とあるように、「正公」が諸侯より上位に列せられていたことが知られる。また、例えば巻五に「天子西遊乃宿于鄒。壬辰鄒公飲天子酒」(52a12)とあり、郭璞が「鄒、鄒公邑」と注していることからすれば、本句の「正公郊父」の「正」が郊父の封地ないしは采邑であったという可能性も考えられよう。

「郊父」について、洪頤煊は「郊」は「圻」に通じるとして、「郊父」を「圻父（古の官名）」と解する。しかし、「郊」の上古復原音は「*kag（平声）」、「圻（垠の或体）」は「*kag（平声）」、「*kag（平声）」、「*kag（平声）」とされており（董同龢一九四四）、郊と圻は理論上、通仮しない。従って、「郊父」は郭璞が指摘するように、「正公」の名と解するのが妥当であろう。

(5) 「詩」について、郭璞は「小渚」とする。『釋名』釋水に「小洲曰渚」とあることから、「枝詩」とは、河川が枝分かれしてきた中洲と解される。「枝詩」の所在について、王貽樑は内蒙古自治区巴彦淖爾市を流れる烏加河付近とし、他に青海省の湟水とする説もある（殷周史研究会二〇〇六）。

(6) 「積石」について、「積石」と呼ばれる山は、現在の甘肅省臨夏回族自治州積石山保安族東鄉族撒拉族自治県にある小積石山、現在の青海省西寧市の大積石山(瑪積雪山)などがあるが、本句の「積石」の所在については、甘肅省臨夏回族自治州臨夏市、河套(内蒙古自治区鄂爾多斯市付近)、青海省などとする諸説がある(殷周史研究会二〇〇六)。

(7) 八駿について、卷四に「癸酉天子命駕八駿之乘、右服𩇑𩇑、而左綠耳、右驂亦𩇑、而左白俄。天子主車、造父爲御、齒齒爲右。次車之乘、右服渠黃、而左踰輪、右驂盜驪、而左山子。柏夭主車、參百爲御、奔戎爲右」(42a13)、「癸酉天子命駕八駿之乘、赤驥之駒、造父爲御、南征翔行、逕絶翟道、升于太行、南濟于河、馳驅千里、入于宗周」(44a)とあり、『列子』周穆王篇では「命駕八駿之乘、右服驊騮而左綠耳、右驂赤驥而左白𩇑。主車則造父爲御、齒齒爲右。次車之乘、右服渠黃而左踰輪、左驂盜驪而右山子。柏夭主車、參百爲御、奔戎爲右」とある。一方『史記』秦本紀は「造父以善御幸於周繆王。得驥・溫驪・驊騮・騄耳之駒、西巡狩、樂而忘歸」と四馬のみ挙げており、また『史記』趙世家では「造父取驥之乘匹、與桃林盜驪・

驊騮・綠耳、獻之繆王」とあるように、造父がこれらの馬を献じたことが記されている。

八駿の名について、郭璞は「八駿皆因其毛色以爲名號耳」と注するように、毛色が関係すると見ており、例えば、「赤驥」・「白義」・「渠黃」(六)注(8)参照・「綠耳」については、それぞれ名前に色が付いている。また、「盜驪」についても「驪」は、『説文』十篇上馬部に「馬深黑色」とあり、郭璞も「驪、黑色也」とするが、前掲『史記』秦本紀の索隱は「劉氏音義」を引いて「盜驪、驪驪也。驪、淺黃色」とし、会注考証は「盜、淺青色」とする。「踰輪」については、前掲『史記』秦本紀の索隱では「穆王傳曰……踰驪」となっており、「驪」については『玉篇』卷二三馬部に「紫色馬」とある。「華驪」についても「驪」は、『説文』馬部に「赤馬黒毛尾也」とあるように、八駿の名の由来が毛色にあると解釈することは可能であろう。一方、小川琢治は、これらの馬名がトルコ語に由来すると見ている。八駿のうち、「盜驪」を dar (細い) に、「白義」を Beğir (馬) に、「踰輪」を Jylan (蛇) に、「驥」を Kysil (赤色) に、「華驪」を Kymysy (赤色) に、「山子」を Say (黄色) に当い、「盜驪」

と「踰輪」については、頭の細い、今のイリ馬のような馬ではないかとも付言している。

(8) これらの狗名は、『穆天子伝』の当該個所にしか見えないが、顧実は『博物志』の「周穆王有犬、名耗、毛白」という記述を、ここに挙げられた六頭のうちの「來白」について記されたものと推測する。郭注の「宋鵠」については、『礼記』少儀「犬則執紼。守犬、田犬、則授犢者、既受、乃問犬名」の鄭注に「謂若韓廬・宋鵠之屬」と見える。

(9) 御者について、巻四には「天子主車、造父爲御、囁囁爲右……柏天主車、參百爲御、奔戎爲右」(4.2b.4)とあり、『列子』周穆王篇にも「主車則造父爲御、囁囁爲右……柏天主車、參百爲御、奔戎爲右」と、似た記述がある。「造父」については、『史記』秦本紀に「造父以善御幸於周繆王、得驥・溫驪・驊駟・騄耳之駒、西巡狩、樂而忘歸。徐偃王作亂、造父爲繆王御、長驅歸周、一日千里以救亂。繆王以趙城封造父、造父族由此爲趙氏。自蜚廉生季勝已下五世至造父、別居趙。趙衰其後也」とあり、同趙世家にも「趙之先、與秦共祖。……造父幸於周繆王。造父取驥之乘匹、與桃林盜驪・驊駟・騄耳、獻之繆王。繆王使造父御、西巡狩、見西

王母、樂之忘歸。而徐偃王反、繆王日馳千里馬、攻徐偃王、大破之。乃賜造父以趙城、由此爲趙氏」とある。これらによれば、「造父」は、秦と祖先を共にする季勝の後裔で、繆王によって趙城に封ぜられ、その一族は後に趙氏となったとされる。楊寛は、『史記』秦本紀および趙世家に見られる造父の記述は、造父が周繆王の御として西巡したという両国が共有する伝説であるが、『穆天子伝』において、造父が趙城に封ぜられた記事が見られないのは、『穆天子伝』が、河伯の神を始祖として崇拜する河宗氏の河宗柏天が先導者となつて周繆王の西征に従い、その功績によって「河宗正」の官職を賜つたという神話伝説によるものであるため、河宗柏天以外の随従者の来歴について言及していないとする(楊寛二〇〇六)。「參百」については、

先にとり挙げた巻四及び『列子』周穆王篇にもその名を確認できる。「耿脩」について、顧実は、巻四に見える「囁囁」とともに『尚書』書序「穆王命伯冏、爲周太僕正、作冏命」にある「伯冏」のこととする劉師培の説を引くも、不明としている。なお、この劉師培の説をもとに「參百」・「耿脩」・「囁囁」・「伯冏」を同一視する説もある(市川勇一九三八)。「芍及」につい

ては未詳。

(10) 「予一人不盈于德」について、小倉芳彦によれば、「德」は、時代によって概念内容が変化しており、春秋時代には、巡視・田獵・征伐の三義をそなえた「省」をおこなう心を指し、現実的行動を含む概念であったが、戦国期以降はこれらの行為から分離し、行為を發動させる内面の働きととらえられ、内面化・抽象化する傾向にあるとする（小倉芳彦二〇〇三）。また、『釋名』釋言語には「德、得也。得事宜也」とあり、増淵龍夫は戦国時代の「德」の性格について、具体的行為による恩恵授受であり、それによって心情的結合が生じると指摘している（増淵龍夫一九九六）。「德」の解釈には諸説あり、本句における「德」の意味内容を確定することは、成書年代を考えるうえで無視できない点であろう。本句の「予一人不盈于德」という穆王の言葉は、小倉のいう戦国期以降の内面化・抽象化した「德」の觀念に近いといえるのではなからうか。

「而辨於樂」について、郭璞は「辨作遊樂之事」と注しており、卷五の「天子曰、余一人則淫、不皇萬民」(5.5a.6)に「淫于遊樂」と注していることから、

「樂」は楽しむことと解されよう。また、「辨」については、『列子』周穆王篇に「予一人不盈于德而諧于樂」と「辨」を「諧」に作っているが、「辨」は『説文』四篇下「辨、判也」の段注に「辨從刀、俗作辨。……別作從力之辨」とあり、同十三篇下力部の徐鉉の新附に「辨、致力也」とある。これらをふまえれば、穆王が楽しみに力を注いでいると解せよう。

(11) 「七萃之士□天子曰」の欠字について、顧実は、「七萃之士」の後の欠字には人名が入ると指摘している。「七萃之士」の穆王に対する発話は、卷六に「七萃之士蕝豫、上諫于天子曰」(6.5a.11)とあり、本句の文構造と類似しているため、本句の欠文にもこのような句が入る可能性がある。したがって、本句以下の言葉は、「七萃之士」の誰かが天子に対して述べた言葉と考えられる。

(12) 「無失天常」について、「天常」は、『呂氏春秋』仲夏紀大楽に「太一出兩儀、兩儀出陰陽。陰陽變化、一上一下、合而成章。渾渾沌沌、離則復合、合則復離、是謂天常。天地車輪、終則復始、極則復反、莫不咸當。日月星辰、或疾或徐、日月不同、以盡其行。四時代興、或暑或寒、或短或長、或柔或剛。萬物所出、造於太一、

化於陰陽」と見え、自然事物の千変万化する様を「天常」としている。また、本句に対して郭璞は「奉天時也」と注しており、「天時」については、『周礼』春官

大史「大師、抱天時」の孔疏に「天時、謂天文見時候者」とあることから、天の運行によってもたらされる時候・時節と解される。さらに『管子』牧民篇に「不務天時、則財不生」とあり、「天時」すなわち時節に従って努めなければ、財物は生じないとされていることから考えるに、「奉天時也」とは、天体の運行や四季のめぐりなど、宇宙の根本的なはたらきに従うことをいい、そうすることが重要とされたと考えられよう。なお、「天常」は、上博楚簡「三德」篇にも「卉木須時而後奮、天惡如斁、平坦毋哭、明毋歌、弦望齊宿、是謂順天之常。敬者得之、怠者失之、是謂天常」と見える。これらをふまえれば、「無失天常」とは、天の根源的なはたらきである四季のめぐりを見誤ることなく、時節につつしんで従い、務めることと解されよう。(13) 「農工既得」について、郭璞は「歳豐登也」と注しており、「豐」については、農民のつくる作物が豊かに実ることを指すと考えられる。一方、「登」については、『礼記』月令「蠶事既登」の鄭注に「登、成

也」とあることから、工人が物をよく完成させることをいったものと思われる。

(14) 「百姓」について、『史記』五帝本紀「九族既睦、便章百姓」の集解に「尚書（堯典）並作平字。孔安国曰、百姓、百官。鄭玄曰、百姓、群臣之父子兄弟」とあり、『論語』憲問「脩己以安百姓」の邢昺疏に「百姓、謂聚人也。言當脩己以安天下之聚人也」とある。また「百姓」は西周金文にも見え、『善鼎』（集成2888 西周中期）に「余其用格我宗子與百生（姓）」とあり、朱鳳瀚は「百生（姓）」を「諸小宗、即諸分族之長」と解する（朱鳳瀚二〇〇四）。『穆天子伝』における「百姓」の用例は、本句以外に①「天子曰朕非許邦而恤百姓□也」（5.1b.1）、②「命虞人掠林除藪、以爲百姓材」（5.3a.1）がある。②の郭注に「以供人之材用」とあることから、『論語』憲問の「百姓」と同様に「（天下の）人々」と解すべきであろう。(15) 「官人」については、『五』注11参照。本句の「官人」は、郭璞が「各視職事」ということから、官吏の汎称と考えられる。(16) 「何謀於樂」について、郭璞は「言不規樂而樂自及」とし、楽しみをはからずとも、自然とやってくる

ものであると解しているが、本句は、穆王が田獵を楽しんでかどうかについて、後世の人々が詮索することはないと解するのが妥当ではなからうか。

- (17) 「與民共利」について、『国語』周語上に「厲王説榮夷公、芮良夫曰、王室其將卑乎。夫榮夷公好專利而不知大難。夫利、百物之所生也、天地之所載也、而或專之、其害多矣。天地百物、皆將取焉、胡可專也。……其王人者、將導利而布之上下者也」とあり、韋昭注に「利、生於物也。專利、是專百物也」、「載、成也。地受天氣以成百物也」、「天地成百物、民皆將取用之、何可專其利也」などとある。これらによれば、「利」とは、天地が生成する様々な物であり、本句は、それを王が独占することなく民と共にすることと解されよう。
- (18) 穆王の西征について、『左伝』昭公十二年には「昔穆王欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉。」祭公謀父作祈招之詩、以止王心、王是以獲沒於祗宮」とあり、『国語』周語上にも「穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰、不可……王不聽、遂征之、得四白狼、四白鹿以歸。自是荒服者不至」とあり、いずれも祭公が穆王の遠征を諫め、止めようとしたことが記されている。また、『国語』魯語下に「周恭王能庇昭・穆之闕而爲

恭」とあり、韋昭注に「昭王南征而不反、穆王欲肆其心、皆有闕失」とあることから、後世からは、穆王に失策があつたとされていたことがうかがえる。このように、後世、穆王の行為に対しては様々な批判的な見方がなされていたといえよう。一方、本段の穆王と七萃の士の会話は、穆王が、自らが楽しんだことを後世の人々が責めるのではないか、と不安がるものの、七萃の士は、時節が正常に推移し、人々の生活が安定しているなら、王が楽しめたかどうかなど問題にいたしましうか、と穆王の行為を肯定している。だとすれば、先に挙げた『左伝』や『国語』の記述とは逆の判断がなされていると見ることもできよう。

(矢島明希子)

参考文献

- ・赤塚忠一九七七 赤塚忠「殷王朝における河の祭祀」(同『中国古代の宗教と文化―殷王朝の祭祀―』角川書店、一九七七年。初出は「殷王朝における河」『』の祭祀とその起源」『甲骨学』第四・五合併号、一九五六年)。

・市川勇一九三八 市川勇「穆天子西征伝説の性質に就

いて」(『史苑』第十一卷第三・四号へ小林教授還暦記念史学論叢)、立教史学会、一九三八年)。

・伊藤道治一九七五 伊藤道治「参有嗣考」(同『中国古代王朝の形成―出土資料を中心とする殷周史の研究―』創文社、一九七五年)。

・伊藤道治一九八七 伊藤道治「土地と農民の支配」(同『中国古代国家の支配構造―西周封建制度と金文―』中央公論社、一九八七年)。

・殷周史研究会二〇〇六 大阪府立大学殷周史研究会「穆天子伝地名国族名諸説索引」(『大阪府立大学人文学論集』第二十四集、二〇〇六年)。

・于省吾一九六四 于省吾「略論西周金文中的“六自”和“八自”及其屯田制」(『考古』一九六四年第三期)。
・于省吾一九六五 于省吾「關於《論西周金文中六自八自和鄉遂制度的關係》一文的意見」(『考古』一九六五年第三期)。

・王貽樑一九九〇 王貽樑「燕戈“七萃”及《穆天子伝》成書年代」(『考古与文物』一九九〇年第二期)。

・王文耀一九九八 王文耀編著『簡明文詞典』(上海・上海辭書出版社、一九九八年)。

・大野圭介二〇〇五 大野圭介「『穆天子伝』研究序

説」(『桃の会論集』三集へ小南一郎先生退休紀念論集、二〇〇五年)。

・小倉芳彦二〇〇三 小倉芳彦「『左伝』における覇と徳―『徳』概念の形成と展開―」(同『春秋左氏伝研究』へ小倉芳彦著作選Ⅲ)論創社、二〇〇三年。初出は「左伝における覇と徳―徳概念の形成と展開―」中国古代史研究会編『中国古代史研究』吉川弘文館、一九六〇年)。

・木村秀海一九八五 木村秀海「六自の官構成について―盪方尊銘文を中心にして―」(『東方学』第六十九輯、一九八五年)。

・山西省考古研究所二〇〇六 山西省考古研究所・運城市文物工作站・絳県文化局「山西絳県横水西周墓発掘簡報」(『文物』二〇〇六年第八期)。

・上海博物館二〇〇四 馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書(四)』(上海・上海古籍出版社、二〇〇四年)。

・朱鳳瀚二〇〇四 朱鳳瀚「商周家族形態研究」(2版(増訂本)天津・天津古籍出版社、二〇〇四年)。

・徐中舒一九八九 徐中舒主編『甲骨文字典』(成都・四川辭書出版社、一九八九年)。

・徐中舒一九九八 徐中舒「徐中舒歷史論文選輯」(北

- ・京・中華書局、一九九八年。初出は「禹鼎の年代及其相關問題」『考古學報』一九五九年第三期。
- ・白川静一九七二 白川静『說文新義』卷十二（五典書院、一九七二年）。
- ・白川静二〇〇四 a 白川静『金文通釈 1』[上]（白川静著作集別卷、平凡社、二〇〇四年）。
- ・白川静二〇〇四 b 白川静『金文通釈 2』（白川静著作集別卷、平凡社、二〇〇四年）。
- ・白川静二〇〇四 c 白川静『金文通釈 3』[上]（白川静著作集別卷、平凡社、二〇〇四年）。
- ・沈建華二〇一〇 沈建華「殷周時期的河宗」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李学勤主編『出土文獻』第一輯、上海・中西書局、二〇一〇年）。
- ・清華大學二〇一〇 清華大學出土文獻研究與保護中心編、李学勤主編『清華大學藏戰國竹簡（壹）』（上海・中西書局、二〇一〇年）。
- ・竹内康浩一九九九 竹内康浩「西周金文中の『天子』について」（同論集編集委員會編『論集 中国古代の文字と文化』汲古書院、一九九九年）。
- ・陳初生一九八七 陳初生編纂『金文常用字典』（西安・陝西人民出版社、一九八七年）。
- ・陳煒湛一九九六 陳煒湛『穆天子伝』疑難字句研究」（『中山大學學報（社會科學版）』第三十六卷第三期、一九九六年）。
- ・董同龢一九四四 董同龢『上古音韻表稿』（中央研究院歷史語言研究所單刊甲種之二十一）（台北・中央研究院歷史語言研究所、一九四四年）。
- ・馬承源一九九〇 馬承源主編『商周青銅器銘文選四』（北京・文物出版社、一九九〇年）。
- ・馬承源等二〇〇三 馬承源・李伯謙等「陝西眉縣出土窖藏青銅器筆談」（『文物』二〇〇三年第六期）。
- ・馬保春二〇〇七 馬保春「山西絳縣橫水西周虢國大墓的相關歷史地理問題」（『考古與文物』二〇〇七年第六期）。
- ・濱川栄二〇〇九 濱川栄『水経注』に見える「絶」について——漢・北魏時代の黄河下流域の環境と社会」（同『中国古代の社会と黄河』へ早稲田大學學術叢書 1）早稲田大學出版部、二〇〇九年。初出は、鶴間和幸編『黄河下流域の歴史と環境——東アジア海文明への道』（学習院大學東洋文化研究叢書）東方書店、二〇〇七年）。
- ・林巳奈夫一九九九 林巳奈夫『中国殷周時代の武器』

（再刊、朋友書店、一九九九年）。

・彭裕商二〇〇三 彭裕商「謚法考」（同『西周青銅器年代綜合研究』成都：巴蜀書社、二〇〇三年）。

・增淵龍夫一九九六 增淵龍夫「戰國官僚制の性格」（同『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年。初出は「戰國官僚制の性格——郎官と舍人——」『社会經濟史学』第二十一卷第三号、一九五五年）。

・松丸道雄一九九〇 松丸道雄解説『甲骨文・金文殷・周・列国』へ中国法書選1（二玄社、一九九〇年）。

・武者章二〇〇六 武者章「西周王権と王統譜」（『史学』第七十五卷第一号、二〇〇六年）。

・山崎藍二〇〇七 山崎藍「穆天子伝」（竹田晃・黒田真美子編『中国古典小説選1』明治書院、二〇〇七年）。

・楊寛二〇〇三 楊寛『楊寛古史論文選集』（上海：上海人民出版社、二〇〇三年。初出は「論西周金文中“六自”“八自”和鄉遂制度的關係」『考古』一九六四年第八期。「再論西周金文中“六自”和“八自”的性質」『考古』一九六五年第一〇期）。

・楊寛二〇〇六 楊寛『《穆天子伝》真實來歴的探討』

『穆天子伝』訳注稿（二）

（同『先秦史十講』上海：復旦大學出版社、二〇〇六年。初出は同『西周史』上海：上海人民出版社、一九九九年）。

・李學勤一九五九 李學勤「戰國題銘概述（上）」（『文物』一九五九年第七期）。

・李學勤一九九〇 李學勤「穆公簋蓋在青銅器分期上的意義」（同『新出青銅器研究』北京：文物出版社、一九九〇年。初出は『文博』一九八四年第二期）。

・李學勤二〇〇五 李學勤「絳県横北村大墓与鄘国」（『中国文物報』二〇〇五年十二月三十日）。

・李零二〇〇六 李零「馮伯和華姬——山西絳県横水西周墓M2和M1的墓主」（『中国文物報』二〇〇六年十二月八日）。